

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年3月16日（月）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）安 田 篤 （副委員長）安 達 卓 是
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 三 鴨 秀 文
矢田貝 香 織 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 佐小田課長 池口課長補佐兼保険総務担当課長補佐
永野課長補佐兼健康推進室長

[市民税課] 安田課長 安達課長補佐兼税制担当課長補佐

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 福田次長兼環境政策課長 大峰環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 田子課長 山内課長補佐兼施設管理担当課長補佐

古橋生活環境担当課長補佐 池口廃棄物対策担当課長補佐
本郷施設管理担当主任

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼地域福祉推進室長
宇山企画担当課長補佐

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田課長

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護給付担当課長補佐
堀口介護保険料担当課長補佐

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画担当課長補佐
金川健康支援担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長 白鳥家庭児童相談室長

[子育て支援課] 池口課長 松原課長補佐兼子育て政策担当課長補佐
茅野課長補佐兼児童青少年担当課長補佐

【教育委員会】松下局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長 木村学校管理担当課長補佐

山花学校管理担当係長

[学校教育課] 西村課長 松本課長補佐兼学務担当課長補佐

仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐 菅原図書館長

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東議事調査担当主任

傍聴者

石橋議員 伊藤議員 稲田議員 岩崎議員 遠藤議員 尾沢議員 門脇議員

田村議員 戸田議員 前原議員 又野議員

報道関係者7人 一般8人

審査事件及び結果

議案第 9号 米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第10号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

議案第11号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第12号 米子市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第13号 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

[原案可決]

陳情第58号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の

充実を求める意見書の提出を求める陳情

[不採択]

陳情第59号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な

措置を求める意見書の提出を求める陳情書

[不採択]

陳情第61号 放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全

国で進める省令案の再考を求める意見書の提出についての陳情

[不採択]

報告案件

- ・米子市災害廃棄物処理計画（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の結果について [市民生活部]
- ・新型コロナウイルス感染症への対応状況について [教育委員会]
- ・臨時学童教室の実施状況について [教育委員会・福祉保健部]
- ・米子市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（学校）の策定について [教育委員会]
- ・巖保育園、春日保育園の統合について [福祉保健部]

~~~~~

午前10時00分 開会

○安田委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案5件、陳情3件について審査をいたします。

初めに、陳情第59号、公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、鳥取の保育を考える会の石井由加利様に出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明はわかりやすく簡潔にお願いをいたします。また、説明は着席のままでも構いませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、石井様お願いいたします。

**○石井参考人** 本日は、鳥取の保育を考える会が提出いたしました陳情書の審査の場に意見陳述の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。意見陳述をさせていただきます。

今や保育所は国民生活にとって必要不可欠な施設、社会的資源になっています。保育ニーズが増大する中、2015年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしましたが、待機児童は解消せず、深刻な保育士不足、進まない保育士等の増員や処遇改善など依然と事態は変わらず、むしろ深刻化しています。2015年度の制度改正後、保育所、幼稚園、認定こども園の3施設とも、3歳以上の午前中は同じ幼児教育時間となりました。国の予算は内閣府に一元化され、子ども手当などと同じ予算から公定価格として支出されています。

皆様のお手元に議会事務局のほうから刷っていただきました資料が行っていると思いますが、一番下に、68ページですが、1-3E2ですが、公定価格の基本分単価と加算の構造で、1号認定の幼稚園の加算部分、幼稚園部分の項目を下ずっと見ていただけますでしょうか、そちらの二重丸は幼稚園だけに加算されていることを示す内容です。

次のP70、図表1-3E3は、90名定員、4歳以上児の幼稚園と保育所の公定価格の比較表ですが、物価調整をする関係で基本単価は全国の地域で違っています。公定価格で見ると、1号認定、4時間の幼児教育時間の幼稚園と、3歳以上、2号認定、短時間の8時間、標準時間11時間の保育所との単価差がほとんどなく、無償化においては保育時間の長い保育所のほうが安くなる逆転現象が起こっています。幼稚園は午後の4時間は、その日の保育の振り返りや事務、翌日の保育計画と保育準備、研修時間等が保障されているので、幼稚園での預かり保育は、専用職員の配置を基本に考えられています。また幼稚園では1日4時間の教育時間、開所も週5日、月曜日から金曜日、また学期ごとに長期、短期の休園があります。一方、保育所は、勤務時間8時間全てが子どもとかかわる保育時間です。そのために、その日の保育の振り返りや事務、保育準備は勤務後の、または持ち帰り残業となっています。また、保育所の開所時間が11時間ですが、国の配置基準は長時間保育に対応した基準になっておらず、保育の中での無理な積み重ねが保育士の処遇を悪くし、結果、子どもへの処遇も悪くしていることが言えると思っております。

その中で、保育の無償化で財源がとられることから、昨年10月31日の国の子ども・子育て会議におきまして、土曜日保育の公定価格の減算、減額が提案、土曜日は子どもも職員も少ないからというのが理由でしたが、結局、国は土曜日閉所している施設に対して

閉所回数に応じて減算する方針を出しました。しかし、保育所等では週40時間労働制が導入された際に、新制度で土曜日保育の実施が厳格に求められ、何ら抜本的な改善がなされなかったという経過があります。さらに公定価格だけを見ても、週5日、教育時間4時間の幼稚園と比べて、週6日、月曜日から土曜日、1日11時間開所の保育所には加算が多くあり、保育所と幼稚園の公定価格の格差の要因となっています。深刻な保育士不足の中で週66時間、これは6日掛ける11時間ですね、66時間開所を週40時間労働の職員で対応している厳しい運営のことや、不十分な公定価格を自治体の単独補助や現場の努力で何とか補っている実態を踏まえ、問題と考えています。

米子市の保育施設では、土曜午後保育が行われています。土曜保育の利用実態だけを取り上げて公定価格の減算、減額をするのではなく、保育の質向上、職員の増員と処遇改善のためにも公定価格の引き上げ、改善こそすべきと考えます。

鳥取県内の保育施設では保育士不足の深刻さは慢性化し、保育に大きな影響も出ています。県内保育士の有効求人倍率は、前年同期比0.78%増の3.42倍で保育士獲得競争は激化する中、現職保育士の4人に3人に当たります74.2%は、離職を希望する退職予備軍という意識調査結果も出ています。現在、鳥取県内保育士登録者数は約9,000、実際に働く保育士は約3,500から4,000。結局5,000人の潜在保育士が保育士として働かない理由に、給与の低さを挙げています。実際の保育現場では、国の配置基準以上に保育士を配置しているため、多くの保育士が働けば1人当たりの賃金は国の見積もりより少なくなり、常勤者でも手取り月額12万円台から15万円の実態。さらに保育士の平均賃金は、全産業の平均賃金より10万円低いのが現状です。

米子市においては、小規模、企業主導型保育所の開設により、保育士獲得競争は特に厳しく、求人募集広告では時給単価額の競争となっています。結局、保育士確保ができないことから、これ米子市内でもそうです、ゼロ歳児の定員枠を減らして対応。特に年度の途中のゼロ、1歳の入所希望に応えることができず、待機児童として入所待ちか育休の延長。米子市内の待機児童は、昨年10月1日時点で58名がカウント、全てゼロ歳児です。1歳児と3歳児の受け持ち人数が改善された保育士配置で保育ができないために国基準で行わざるを得ず、保育の環境の厳しさは増えています。

また、保育士の中途退職者や育児休業者が出た場合に、支援員、子育て支援員などの無資格者の活用で補っています。国は保育士の確保ができないことを理由にして、保育士配置の弾力化を行い、2015年から子育て支援員という無資格者の認定資格制度が新たに設けられ、国家資格である保育士資格でなくても資格者とみなすことができるというものです。鳥取県では2016年度から保育士配置基準の弾力化が県会で条例化されまして、2014年度まで延長され、さらなる規制緩和が進行しています。資格者の配置の弾力化、規制緩和は保育士の専門性をおとしめるものであり、保育士の処遇改善に逆行するだけでなく、保育の質低下に直結するものとなるのです。

保育士の処遇改善のためには、72年前に定められました職員配置基準、これは最低基準と言われておりますが、これの抜本的な改善と賃金単価の改善が必要です。安倍政権は2012年12月以降、保育の量的拡大政策を打ち出しまして、保育士確保のための処遇改善に取り組みました。2013年以降、民間施設給与等改善費の積み増し、各施設の平均勤続年数に応じた加算が実施され、2017年度からは処遇改善等加算Ⅱとして、技能、

経験に応じた保育士等のキャリアアップの仕組みを導入しました。保育職場における新たな職階を設け、その対象に保育士に一定の研修受講を要件に、5,000円から4万円の加算を行うものです。結果、保育士の賃金水準の傾向は上向きにはなっていますが、女性労働者の平均には及んでいないというのが実態です。保育士の労働条件は正規か非正規かという雇用形態でも大きく左右されます。多様な雇用形態や無資格者の導入によって職員配置を補おうとする対策は、保育職の階層化による分業の複雑化と連携の困難化による保育の質の低下につながる傾向、可能性をはらんでいます。保育士は足りないわけではなく、劣悪な処遇のために職業として選ばれず、保育士として働き続けることに希望が持てなくなっているのです。専門職である保育士が誇りを持って保育をするためには、保育士の処遇改善と抜本的な見直しが必要です。これなくして深刻化する保育士不足と待機児童の解消はあり得ないと考えております。

私たちは全国の保育団体や保育関係者とともに、毎年国会の衆参議長宛てに保育士の処遇改善、保育予算の増額など求める請願署名を提出してきました。今年度は152万筆を提出し、昨年末の臨時国会、200回国会で、参議院で私たちの要望が9年ぶりに一部採択されまして、保育問題が自民党から無所属まで党派を超えて拡充、改善すべき共通の課題になってきています。子どもの貧困が問題になっている中、福祉としての保育、権利としての保育が一層重要になっており、保育所の役割はますます大きくなっています。全ての子どもが平等に保育され、成長、発達する権利が保障されるためには、国と自治体の責任が必要不可欠です。国は保育を市町村任せにせず、自治体が保育の実施責任を果たせるよう、保育制度の改善と必要な財源確保を求めて米子市議会から意見書を上げてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります石橋議員から説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したまま説明で構いません。

石橋議員。

**○石橋議員** 賛同議員の石橋佳枝です。待機児の問題でも保育士の不足が原因だと米子市の子育て支援課も常に言われています。保育士の不足は、まず公定価格が低いことが問題です。幼稚園は、先ほども陳述者が言われましたけれど、石井さんが、子どもと接する時間が短く夏休みなどもあるのに、幼稚園教諭のほうが公定価格が高くなっています。保育士は評価が低く、給与が低く、そして長時間の重労働です。保護者がまず保育園に求めるのは安心して預けられるかどうか、これだと思いますが、認可外の施設で死亡事故が多いことは御存じだと思います。

**○安田委員長** 石橋議員、賛同した理由だけを述べてください。

**○石橋議員** はい、これ賛同理由ですから。そして、保育士の処遇、収入を保障して、研修や経験を積み重ねながら子どもの安全を守り、発達を促す専門職として働き続けられる環境が必要です。日本は保育士の配置基準、72年前ですが、これは認可施設でも少なく、5歳児は保育士1人に子ども30人ですが、欧米では5歳児は保育士1人に15人から1

8人、スウェーデンでは5歳児は最大18人が1クラスで、そこに保育士が3名です。保育士の処遇改善こそが保育の問題の解決の最善策です。この意見書の提出にぜひ御賛同くださいますよう、お願いします。以上です。

○**安田委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございますか。

安達委員。

○**安達委員** 当局の担当の方にお聞きしたいんですが。

○**安田委員長** ちょっと待ってください。賛同議員に対する質疑です。いいですか。

○**安達委員** はい。

○**安田委員長** ほかにありますか。

ないようですので質疑を終結し、これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆さんの御意見を求めます。何か意見ありますか。

安達委員。

○**安達委員** 委員長、失礼しました。担当の部局の方にお聞きしたいんですが、陳情書の中にあるんですけども、無償化によって土曜日午後保育のところ、ここには公定価格として（保育費用）ってありますが、このようなことが実際あるのかちょっとお聞きしたいんですが、実際の運用でこのようなことがありますか。

○**安田委員長** 池口子育て支援課長。

○**池口子育て支援課長** 原則として保育園は土曜日開所ということになっておりまして、それで公定価格が決まっております。これまでは、土曜日について全く開所しない場合について減算措置がございましたけれども、令和2年度における国の予算案での公定価格の改定の内容として、土曜日の閉所日数に応じて減算する仕組みを導入するというふうに伺っております。

○**安田委員長** いいですか。

ほかに質問等ございますか。

土光委員。

○**土光委員** 先ほどの陳述人の発言の中で、例えば米子市でゼロ歳児の待機児童、これ昨年の10月1日の時点で58人いた、これは事実だと思います、これ全体で。これ、こうなる主な理由はなんですか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 保育士の確保が難しいということによりまして、ゼロ歳児のお子様希望される方を全員受けることができなかったということが、主な原因だというふうに考えております。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 主な理由が保育士の確保ができないから、どうしても待機児童が出る。例えば米子市として、この保育士不足を解消する有効な手だてはないのですか、できる手だて。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** この3月議会に、小規模保育所につきましては、保育士の資格の弾力的な運用ができるような条例改正案を議案として上げさせていただいているところでございます。

○安田委員長 ほかにありますか。

土光委員。

○土光委員 この保育士不足に関して、不足するから弾力化して広く募集をするという、そういうのも一つの方法ではあると思います。ただ、先ほどの陳述人で、やはり保育というのはきちっとした資格を持った保育士がやるべきである。それから実際、鳥取県ということですか、潜在的な保育士はたくさんいる。いるのになぜ保育士が不足するかというと、やはり基本的には保育士の処遇の問題ではないかという、そういう指摘だったと思いますが、例えば米子市として、国の弾力化という政策に任せるのではなくて、保育士そのものの処遇改善というのを米子市のできる範囲、できることで実現するというのは、これはできないのですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 米子市といたしましても公定価格の改善について、全国市長会を通じて国に要望を上げているところでございます。加えてICT化を進めることで、保育士の現場の事務の軽減ということができるよう、令和2年度予算において補助事業の予算を計上するようにお願いしているところでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 保育士不足を解消するということで、米子市としても、国に公定価格の基準というか考え方を変更するように要請をしている。要は保育士不足の根本的な理由は、米子市としても処遇改善をしてきちっと正規の保育士、実際、人はいるのでそれをしたいのだけど、米子市単独で財政的なそういったこと、多分難しいのでしょうかね。やはり基本的には国の公定価格、きちっとそれを保障すれば、それに応じて保育士不足というのは解消する方向に向かえるという認識だと思っていいますか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい。いろいろな要因があるとは思いますがけれども、やはり処遇改善ということは重要な要素を占めていると考えております。

○安田委員長 ほかに質問ありますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 今、池口課長、保育士不足で今年度の年度途中のゼロ歳待機児童がふえたってお話だったんですけど、本当、ちょっと言葉を選びますけど、そうなんですかね。というのも、本市におけます認可の昨年のゼロ歳の受け入れ数は減少していますか、増加していますか。あわせて、数がどの程度把握しておられるかわかりませんが、企業主導型保育所も合わせるとゼロ歳の受け入れは相当数ふえていると思うんですけど。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 今、ゼロ歳児の入所数について正確な数はちょっと持ち合わせておりませんが、入所の申し込みをされる方の数が多くなっていて、結果として待機児童が出ているという現実っていうのはございます。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 なので、ふえましたか、減りましたか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 申しわけありません。また数を確認させていただいて、お返事さ

せていただきたいと思います。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 これですね、たしか昨年の12月の本会議で私聞かせていただいたような気がするんですけど、待機児童、ゼロ歳、本市においても認可で増加したっていうことで、その要因の一つが保育士さんの不足も挙げられるっていうことだったんですが、実際の施設数と受け入れ数は増加してたように記憶しているんですよ。そのあたりきちっと把握しておいていただきたいですし、本会議でもこれ申し上げたんですけど、実態と現在の本市の施策といいますか、待機児童解消の施策がかみ合っていないところももしかしたらあるかもしれないですよっていうようなお話もしたと思いますので、そこはきちっと、今当局に質問するような時間ではないんですけど、きちっとデータを把握しとっていただきたいと思います。なので、一概に保育士不足だからふえたっていう話ではないですよ、確認です。

○安田委員長 答弁要りますか。

○奥岩委員 お願いします。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 入所を希望される方の数を受け入れるだけのこちらの体制が整っていないということはあると思います。

○安田委員長 ほかに質問はありますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 先ほどの課長の御答弁の土曜日の開所について、次年度の予算の中ではどっちかっていうと国の予算の中では減らしていくっていう方向だろうというふうに認識をされているっていうことでしたけども、全体の子ども・子育て支援っていうところに対する来年度の予算案の中では、そのところじゃないところで、例えば保育士の給料であるとか夜間の保育であるとか、違ったところで保育のサービスの充実っていうところを目指してらっしゃると思うんですけど、そのあたり、もし把握されていることがありましたら、先ほどICTのこともおっしゃいましたけども、もう少し教えていただけませんか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 申しわけありません。それは国の施策のことでしょうか、それとも米子、本市の施策のことでしょうか。

○安田委員長 国の施策。

○池口子育て支援課長 国のほうで。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 令和2年度の当初予算案における公定価格の改定概要ということで申し上げますと、2、3号につきましては、副食費相当の681円を人件費に計上する。それから、あとは夜間保育加算の拡充、それから栄養管理加算の拡充というような項目を伺っております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 突然に質問して申しわけありませんでしたけど、私も確認をしたんですけども、今おっしゃるように保育士の給料の部分、それから夜間保育も拡大していくとい



うところで、全体のバランスをとってこの保育の拡大っていうところを国としても頑張っているなっていうふうな印象を受けておりまして、確認をさせていただいたところです。ありがとうございました。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 1点お尋ねしたいと思いますけども、公定価格で換算された人件費は国の基準で決められとるということで、例えばゼロ歳児は子ども3人につき保育士が1人、1歳児は子ども6人につき保育士1人といったぐあいなんですけども、しかし現場では、とてもではないけどもそういった人数では保育は成り立たないということで、実際の保育士の配置数は国基準を大幅に上回っているといった状況が全国的に言われてますけども、米子市でもそうなんでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 鳥取県におきましては、1歳児について、国基準の6対1っていう配置から4.5対1というふうな配置に保育士の配置を拡充しているところでございます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 結局、国基準ではとても賄えないという状況があるということですね。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい。1歳児につきましては国基準よりもさらに手厚い配置をするということで、県の補助を受けまして4.5対1の配置をしているところでございます。

○安田委員長 ほかに質問ありますか。

土光委員。

○土光委員 先ほどの、要はなぜゼロ歳児で待機児童が生まれるかということに関してお聞きします。奥岩委員とのやりとりも含めて、答弁としては、受け入れ態勢が整っていないから待機児童が出る。それは当然整っていないから出るわけで、だから整っていない主な要因は何ですかと私は聞いたつもりです。それに対して、やはり保育士不足。保育士不足になる主な理由はやはり処遇の問題ではないかというふうな答弁をいただいたと思うのですが、そういう認識だということではよろしいですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 まず、奥岩議員から御質問がありましたゼロ歳児の受け入れ数につきましてですが、平成30年10月時点で386人だったところを、平成31年10月には409人というふうに増加したところでございます。

○安田委員長 ほかに質問ありますか。

土光委員。

○土光委員 増加したというのはわかりました。増加した平成31年10月、これ要は昨年の10月ですよ。でも増加しても待機児童が58名いたという事実があるわけですよ。これやっぱりなぜかというところで、つまり、あと58名を受け入れるような態勢があれば待機児童はゼロになったはずですよ。なぜそういう態勢ができなかったという理由、多分一つだけではないと思いますが、やはりその一番主な理由は保育士不足から来ているのではないかと。これ前私も委員会で質問したときにそういった答弁、保育士不足というのが主な理由だというふうに聞いた、答弁をさせていただいた覚えがあるのですが、そういうふうに思っているのかという、そういう認識ですかという質問です。

○安田委員長 湯澤こども未来局長。

○湯澤こども未来局長 保育士不足というのは全国的な傾向でございます、米子市におきましても同じ状況が続いております。低年齢児が入所する割合が多くなったというところ、やはり人数がふえているというのは、入所児童の低年齢化と申しますか、そういったことも大きく影響しております。先ほど奥岩委員さんがおっしゃいましたように、認可外の届け出保育施設等でもゼロ歳児の受け入れは始まっておりますが、それもちょっと追いついていない状況というのがございます。保育士確保というのが、その処遇改善のみという理由で確保できるもの、必ずそれだけということではないと思っておりますけれども、職場環境のことですか、そういったようなことの改善、先ほど課長が申し上げましたICTの導入ですとか弾力的な保育士の規制緩和という、そういった方の任用と申しますのは、基本的に保育の質というところをおっしゃる方もありますけれども、やはりそのあたりも保育環境で基本的な保育時間については保育士資格のある方を設置することは決まっておりますので、それ以外の時間を補完していただく形で保育士の業務の改善と申しますか、環境をよくしていくということが入ってくると思っております。そして、そういった緩和して子育て支援員という資格の方なども今雇用させていただいておりますけれども、そういった方の中から改めて保育士を目指そうという方も出てきておまして、そういう方が資格を取られるための国のほうの支援というのもございますので、そういったさまざまなものを利用しながら保育士の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

土光委員。

○土光委員 私、保育士不足の理由が処遇のみでしょというふうには聞いていません。主な理由はそれがあるんじゃないですかというふうに。もちろんほかにも要因があると思っております。だから主な要因、少なくとも要因の一つであることは間違いありません。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 委員長おっしゃいますとおり、要因の一つであるとは考えております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 これ少し陳情の中身とはちょっとずれるんですけど、日ごろ私疑問に思っていたことがあるのでちょっと聞か……。でも関連はあります。例えば、この陳情の趣旨は、公定価格、それが十分でないからどうしても自治体が保育士の処遇とか十分対応できない、だから保育士不足でどうしても待機児童ができるというふうなストーリーだと思います。特に無償化をしたので、そういった意味でもゼロ歳児の保育の需要はふえている。そういった要因もあると思います。ただ、例えば国の公定価格がどうであろうと、自治体が絶対に待機児童は出さないという意思があれば、ある程度自治体の裁量でそういったことを実現することは可能ではないですか。これはほかの自治体でそういった事例があります。その辺はどうなんですか。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 委員のおっしゃる裁量という部分ですけれども、ちょっとそういったことをこちらのほうでは考えたことはございませんけれども、またちょっと他の自治体でどういうふうになさっているかというのは、いろいろ調査をしてみたいと思っております。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 現実になんのか陳情書との関係でお聞きしたいんですけど、無償化になったことにより保育需要が増大したとあるんですけど、米子市の場合、状況的にはどうなんですか。その増大して、先ほど来ゼロ歳児の部分の議論もあるんですけど、ただ単にそれが保育士さんの給与の問題なのか、または私が聞くところによると結構場所を選ばれるっていうところも聞いているんですけど、そこら辺で米子市において無償化になって増大した、またはするという傾向なんですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 無償化が始まる前から、3歳以上児さんにつきましては幼稚園なり保育園を利用されている方というのが大変割合が多くございまして、そういう面では特に大きな変化があったというふうには伺ってはおりません。あと、幼稚園での一時預かりってのが無償化の対象になりましたので、この部分につきましては利用される方がふえていっているというふう聞いております。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それで、ここに書いてあるんですけど、それによって処遇改善が停滞、後退するという事態が引き起こされようとしてるって書いておられるんですけど、または保護者負担増、子どもへのしわ寄せが危惧されている、これが無償化によってという内容なんですけど、実際そうなんですか、実態的には。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 保護者の方に関しましては、保育料、副食費の負担というのが出てきている方もいらっしゃるけれども、保育料自体は無償化になったということで、負担がふえた方というのはおられないんじゃないかというふうには考えております。

○安田委員長 ほかに質疑はありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

最初に、安達委員。

○安達委員 以前も同様の陳情もあって採択をしてきた経過もありますし、それから先ほど伺った中で国への要望もかけておられるってことで、採択を望みます。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は不採択でお願いしたいと思います。

まず、先ほど渡辺委員が確認をしてくださったところなんですけど、陳情の文章に忠実に私の思いを言わせていただきたいんですけども、保育需要の増大ってところが問題と捉えていらっしゃるというところがまず1点。私は、仮に今後の対策強化として課題が見えてきているというふうに捉えるならばよしとしたといたしましても、この現実が問題っていう捉え方自体にまずは共有ができないなと思っているところです。

それから、当局への質問に対しても言いましたけど、来年度の国の予算の中で子ども・子育て支援に関する予算というものが、必ずしもこの陳情の内容のみで米子市の議会として上げていけられるかといいますと、全世代型の社会保障という考え方からも含めて、また子育ての支援制度のバランスをとった充実がされているというところも含めましたら、

慎重に考えて国も進めているところだと思いますので、この陳情には賛同できないということをお願いいたします。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。

保育士不足を、資格のない者に保育に従事できるようにするという、そういった弾力化で保育の質を落とすということがあってはならんというふうに考えています。公定価格で計算されている保育士の人数と実際に働いている保育士の人数の違いが、保育士の給与を下げているというふうに言われています。本当に抜本的に待機児童解消や保育士の処遇改善を図っていくという意味でも、公定価格を改善させていくということで意見書をぜひ上げていきたいと思います。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択を主張します。

やはり待機児童云々に関しては、私は主な要因は保育士不足、その主な要因は保育士の処遇改善、それを改善するというのは自治体そのものの意思とか努力も必要だと思っています。ただ、やはり基本的には国の公定価格が不十分だということも大きな要因だと思いますので、これを規制緩和という方向で解消するというのは、方向として私は正しい方向ではないと思います。だから、この意見書を米子市議会の意思として国に上げてほしいと思います。

**○安田委員長** 次、三嶋委員。

**○三嶋委員** 私は、かかる問題はこれをピンポイントに捉えるのではなくて、働き方改革ということが今言われておりますけれども、保育所に預けられる親御さんの働き方ですとか、そういった社会のさまざまな仕組みとリンクさせながら捉えられるべき問題ではないかというふうに考えております。その中で、今、国のほうでもさまざまな施策が講じられておりますし、本市のほうでも、あるいは県のほうでもICTを活用した仕組みですとかさまざまな取り組みを行っているところであります。劣悪な処遇であるですとか、保育士の評価が低いですとか、そのようなこともございましたけれども、私は決してそうであるとは思っておりません。しっかりと国あるいは地方公共団体で対策を講じながら、今できる範囲の中でしっかりとされているものと思っておりますので、この陳情に対しましては採択しない、不採択をお願いいたします。

**○安田委員長** 次、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択をお願いいたします。

矢田貝委員もおっしゃってたんですけど、陳情に挙げられていることだけが理由とはなかなか考えづらいですし、参考人さんもおっしゃっておられたんですけど、保育士さんの処遇改善についてはずっと何年来、国のほうでも取り組んでおられますので、不採択をお願いいたします。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 結果的には、私も先ほど質問させていただいたんですけども、無償化によるそういった事例が起こっているかっていうと、そうでもないっていう部分もあるのかなということと、質の確保という面で、公立、私含めて、私はある程度の質は限らず確保されているだろうなというふうに思います。先ほど来、話があるんですけども、そういう面で、

逆に保護者の皆さんが子どもさんを預ける場合何が足りないのかっていうのは、それは施設の数なのか、または施設の整備の問題なのか、いろいろあると思いますので、今のところは私は、先ほど来ありますけど、一つのこの部分に当てての意見書を出すよりは、もう少しいろんな面で状況を見ながらやったほうがいいのかなどというふうにも思いますし、当局のほうから上がっているということですから、そこら辺との話もしながら議会としてもいろんなまた意見を上げたほうがいいのかと思いますんで、不採択ということ。

**○安田委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第59号、公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、岡村委員、土光委員〕

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第59号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。執行部の入れかえをお願いいたします。

**午前10時44分 休憩**

**午前10時46分 再開**

**○安田委員長** 次に、陳情第61号、放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める省令案の再考を求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、えねみら・とつとりの山中幸子さんに出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いませんので、よろしく申し上げます。

それでは、山中様、よろしく申し上げます。どうぞ。

**○山中参考人** このたびは、陳述の機会をいただきましてありがとうございます。この陳情は、放射能汚染された除去土壌の再利用を全国で進める省令案について、再考を求めるために米子市議会として国への意見書提出をお願いする内容です。

私ごとですが、2月の下旬に事故から9年目を迎える福島県に行き、復興の担い手の方々のお話を聞く機会がありました。その中で二本松市の有機農業を営む方が、原発事故により土壌が汚染され、農作物が売れなくなり、大変な苦勞をしてきたというお話を伺いました。有機農業を営む方々にとって、その土地は先祖代々受け継がれ大切に耕してきた土地であり、自分たちの代からまた次の世代へとつながっていくものと考えているそうです。そのため、自分たちの代で諦めるわけにはいかないと、大学の先生方の協力を得て放射性

物質の量を徹底的に測定しながら、どうすればより安全な作物がつかれるかを苦勞しながらもずっと考え続けてきたそうです。けれども2018年に、汚染された土壌である除去土壌を農道の路床材に使うという実証実験の話が持ち上がったそうです。風評被害に負けないように頑張ってきたのに、放射能濃度が高いからこそ除去された土壌をわざわざ再利用するという事業に対して、大きな反対運動が起きているそうです。

今回の除去土壌の再利用の第1の問題点は、本気で地元の復興のために頑張っている住民に受け入れがたい内容だということです。国が主導して行った除染事業で集めた土壌を、今度は再利用するとして公共工事に使うというのは、世界でも例がない大変危険な事業と言えます。このような事業が、福島県の住民にとって復興に役立つとは思えません。

第2の問題点として、ダブルスタンダード、二重基準があります。キログラム当たり8,000ベクレルの場合、原発の敷地内から出たものであれば低レベル放射性廃棄物として厳重に管理された状態で埋設処分され、人が入らないように周りには柵がつくられ、標識を立てることになっています。それが原発事故で放出された除去土壌になった途端、同じレベルの放射性物質が農地やテニスコートの底の部分、路床材として使われたり、防波堤などの盛り土になるというのは理解しがたいことです。

第3の問題点としては、その管理責任、管理機関について省令案にはきちんとした定めがなく、基準が守られるかどうかもわからないということです。環境省によると、セシウムでキログラム当たり8,000ベクレルの土壌が、もとの安全基準100ベクレルになるまで180年かかるそうですが、その期間ずっと管理する仕組みにはなっていません。その上、水害や土砂崩れなどで構造物が破壊され河川に流出すれば、回収することは不可能で取り返しがつきません。

第4の問題点として、そもそも改正される法律である特措法の部分には、処分という言葉はあっても再生利用の文言はなく、拡大解釈に基づいていると考えられるということです。

この省令は、パブリックコメントの手続を終了し、来月4月1日に施行されることになっています。この除去土壌は、福島県内で使用されるだけでなく、いずれ全国に拡散され、使用されることとなります。その際、自治体の首長や議会、住民に説明がなされるかどうか分かりません。二本松市の方々が考えたように、私たちが住む地域の環境もまた先祖から子孫へと受け継がれていくべき大切な存在です。今回、安全基準が緩められることで、放射性物質全体の管理がずさんになることも懸念されます。知らない間にさまざまな放射性物質が環境中に拡散されることがないように、省令について再考を促すための意見書をぜひ国に提出していただきたいと思います。

この同様の懸念を持つ自治体はほかにもあります。実はけさ知ったばかりで資料を配付することはできなかったんですが、新潟県の中魚沼郡津南町というところで、この2月議会で同様の懸念を示し、議会で全会一致で採択をしたということが、けさニュースとして知ることができました。こちらの新潟県の津南町の場合、やはり同じように農業で町を立てている、1次産業が大変大事であるということで、風評被害を含め放射性残土の持ち込みは町の死活問題であるということです。そして、予防原則に従い、子どもたちの放射能取り込みを極力避ける必要があるというこの2つの理由で、全会一致で意見書を提出することになったそうです。そして、放射性物質に関しては、原発事故で出てきたものなので、東

京電力と国に100ベクレルの安全基準になるまで保管することを求めているという内容になっております。

米子市もまた1次産業というのは大変重要な産業となっています。ぜひ同じように国に意見書を提出していただきたいと、切に願っております。よろしく願いいたします。陳述を聞いていただき、ありがとうございました。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** いただいている資料の中のA4の横向きになっている除染土の再利用の問題点で、それぞれの担当省によってその基準が違うという表のところについてもう少し教えていただきたいと思うんですけど、廃棄物の種類については、上段の原子力発電所の解体等により敷地内で発生する放射性廃棄物っていうのは、具体的にどういうものをイメージすればいいのかなというところを教えていただきたいと思います。

下段の福島原発に伴って、環境、敷地外に放出された放射性廃棄物っていうところが、特定の廃棄物なのか、除染土のことをおっしゃっているのか、ちょっとそのあたりと。もしわかればその量ですね、具体的に何年かかってどのような処分をされているのが上段なのかというところがわかれば教えていただきたいなと思います。

**○安田委員長** 山中さん。

**○山中参考人** ありがとうございます。経産省が管轄している原子力発電所の解体により敷地内で発生するというのは、本当に敷地内で発生するものということで、今回例えば島根原発でいえば廃炉作業などでさまざまなものが出ていますが、そういうものを全てを含んでいます。その場合はクリアランスレベルが100ベクレルとなっています。それに対して今言ったのは、先ほど委員さんも言われたように、除染土といわれる生活環境の中で高レベルの線量があるということで、住民が暮らしやすいようにということで国の事業によって除去された土壌、それが下段のほうになります。それに関しては、8,000ベクレルという基準をつくって、先ほど言ったような事業を進めようとしています。これでもよろしいでしょうか。

量ですね。量は、上段の原子炉のほうに関してはちょっとよくわからないんですが、下段のほうはそこに書いてあるように1,400万という量があるというふうに聞いています。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ありがとうございました。日本の中で完全に廃炉作業が完了している原発っていうのは1基じゃないかなというふうに思いまして、20年30年の中で放射性レベルを下げていくために、それに入っているんだけどまだ解体に至ってないっていうところは何かあると思っているんですけども、そのところが経産省でいうところのレベルの中のクリアランスのそこと除染土っていうのが一緒に考えていいのかなっていうところが、除染土の中にまざっている、それからそれがレベルが下がっていくっていう考え方で、解体、廃炉に伴って出てくるそのものっていうのが同じに考えていいのかなって思うんですけど、そのあたりももう1点お願いできますか。

**○安田委員長** 山中参考人。

○山中参考人 ありがとうございます。要するに、何から出たものかというよりも、どちらも放射性物質であるということなんですね。原子炉等規制法というのが原発の中の敷地内のものには、その法律に従って処分されておりまして、放射性物質というのは今まで敷地外に出ることはなかったもので、非常に厳格に、放射性物質を環境にばらまかないようにということで非常に厳しく管理されてきました。それが一旦、原発事故で出てしまうと、それが無主物という、本当は東京電力だと思うんですが、誰が責任を持っていいかわからないものという状態になってしまって、それを違う基準で処分しようとしているというふうに考えています。だから同じ放射性物質なのに違う法律で全く違う基準でやるのが本当にできるのかどうか、私も法律に関してはよくわからないんですが、そういうことが本当に可能なのかどうかって、そこからちょっと疑問に思っています。同じ放射性物質ということだと思います。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっと聞いてみたいんですけど。御苦労さまでした、陳述どうもありがとうございます。資料をつけてもらっていますよね。資料2の1っていうんですか、伊那市議会のこれが案、ひな形でもあるのかもしれませんが、後段に、廃棄物の処理は圏域内で出たものを圏域内で処理することは基本でありというような文書を出しておられるんですけど、これは陳情者の方もそう思われているってことですか。

○山中参考人 今回の原発事故による放射性物質、拡散されたんですけども、福島県以外の地域、茨城県とか群馬県とかそういうところでは、東北もですけども、自分の自治体で出た除染された土壌に関しては自分のところで保管する、管理するということになっています。今回、福島県の放射性物質のみが全国に再利用できるという、そういう内容になっています。なのでちょっとこれも、本当に福島県だけという状態です。

○安田委員長 いいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員 多分福島は非常に多いんですよ、多分。それと、それを私は逆に、こういった原発から出てきた場合、福島に置いとけっていうのも非常にづらいものがあるのかなって、そういう意味の文書でついているというわけではないっていうことですね、これは。答えられればいいです。

○山中参考人 この文書は、やはり放射性物質はそれぞれの地域できちんと管理するべきという、そういう内容に含まれていますし、本来、放射性物質というのは拡散するものではないという考えで出されているものだと思います。福島県内にとっても、せっかく除去されたものを今度、先ほど言ったようにテニスコートとか農道とか防波堤に使われようとしているので、決して福島県の住民にとっても賛同できる内容ではないというふうに聞いています。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光委員、又野議員から賛同した説明を求めます。

土光委員。

○土光賛同議員 賛同理由を述べます。



ちょっと述べる前にまず一つ、賛同理由にも関係するんですけど、つまり今までは100ベクレルという基準があって、基本的に原発から出る放射性物質100ベクレル以上のものは外に出さないという、そういったことでずっとやられてきました。今回は福島原発事故を経て8,000ベクレル以下のものも外に出してもいいという基準のダブルスタンダードが問題になっています。まず100ベクレル以下というの、これどういうものかということに関して、原子力発電所の解体等とあります。もちろん解体から出るのも入りまんですけど、廃炉にならなくても原発は日ごろから、例えば作業員のタイベックスとか手袋とかそういったものは通常出ます。それもこの100ベクレルの基準で扱われる放射性物質だということをまず言うておきます。

この今回の陳情で米子市に即して考えてみると、要は今回の省令というのは100ベクレルを超えても、つまり100ベクレルから8,000ベクレルの間の除染土、これを一定の条件のもとに外で公共工事とか使ってもいいということを示した省令案です。そうすると、この米子市でも道路等公共工事をするときに、そういった除染土が使われるということが実際に起こり得るということです。

問題点は、一つは例えば8,000ベクレル以下の福島の除染土を県外に出してもいいのか、そこで処理すべきか、そういった議論はありますけど、その議論はおいといて、とにかく8,000ベクレル以下のものがこの米子市にも来るということが可能になる省令。国はなぜ100じゃなくて8,000まではいいかというふうに言っているのは、これは一定の管理をされる条件で扱われるから8,000ベクレルまで大丈夫だと言ってます。ということで、具体的には扱われるものは公共工事とか一定の管理がなされるからというのが100ではなくて8,000の理由です。

ところがこの省令案を見ると、これは陳情の中にも書いてありますけど、誰がどう管理するのか、どういう基準でそれを扱うのか、それが非常に曖昧です。これがきちっと、例えば米子市が公共工事をするときに除染土を使うということが知らされるのかどうか、それもはっきりしない、そういった非常に曖昧な内容なので、使う使わないの是非は一応おいといても、このままでは知らないうちに100から8,000ベクレルの間の除染土は公共工事に扱われる、それが問題だというふうに私は思いますので、そういった意味で賛同します。

**○安田委員長** 次に、又野議員、どうぞ。

**○又野議員** 日本共産党米子市議団の又野です。賛同理由を述べたいと思います。

今回の除染土の公共事業などへの再利用についてですけれども、環境省のほうなんですけれども、先ほど土光議員からもありましたけれども、一定の管理があれば再利用しても差しさわりのない基準のものだとしていますが、それは周囲を、例えば汚染されていない土砂やアスファルト、コンクリートで覆った場合というようなことがあるようです。そして、環境省は、災害が起きて流出した場合は回収すると言っておられます。つまり、これは表に出してしまったら回収しなければならないような土だということなんですね。その土が表に出たら、放射能汚染が広がるということなんです。災害が起きない場所にその土を使うということも環境省は言っておられるようですけれども、本当に災害が起きないと断言できる場所が日本にあるのかどうかということもありますし、災害が起こって流出したときに、先ほど陳述もありましたけれども、回収が本当にできるのかどう

かっていうところですね。水害の場合考えたら、その土がもう広範囲に広がって、どこに除染土が行ったのかわからなくなるってことはもう誰にでも想像できることです。そして、その放射能汚染が広範囲に、そういう水害があった場合、広がることになるんですね。さらには、そういう放射能汚染を受けてしまうような土が災害地域に広範囲に広がるということは、放射能汚染の対策をしながらの災害対応になるので、人命救助が迅速に行えなくなります。そういうような状況が全国で起きてもいいのかという。この除染土の再利用は、そういう大きな問題を抱えていると言わざるを得ません。災害で除染土が流出して、放射能汚染が広がる可能性があるだけでなく、人命救助、災害復旧もおくれることにつながる今回の除染土の公共事業への利用は再検討するべきであると考えますので、この陳情は採択すべきであると考えます。賛同理由は以上です。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑を受けたいと思います。ありますか。

安達委員。

○安達委員 今の説明を聞いていたんですが、陳情者のところの説明では、この表、資料の中で放射性廃棄物のくだりがありますけれども、その説明を、各省がこのように考えてるところですが、又野委員の言われている放射能汚染と、この放射性廃棄物を少し、自分の中でこう一緒になってしまったんですが、その区分、区分けはどのようにして説明されたのか、先ほどの中で言われたと思うんですが、少し自分、説明の中ではわからなくなってしまったんですが、もう一度お聞きしてよろしいでしょうか。

○安田委員長 又野議員。

○又野議員 区別ということですが、放射性物質が含まれるこの除染土ということになりますんで、当然放射能汚染が、それに触れた場合とか表に出た場合、広がることになると考えますので、放射性物質が含まれるその地が放射能汚染を広げることになると私は考えております。以上です。

○安田委員長 ほかに質疑はありますか。

ほんなら当局に対しても質疑を受けたいと思います。どうぞ。

渡辺委員。

○渡辺委員 当局に聞きたいんですけど、先ほど安達さんののもそうですけど、100ベクレルの基準っていうのは、先ほどもありましたけど原発等を廃炉にした場合、コンクリート殻とか金属部分が出るのを再利用する、いわゆる規制なく再利用できる基準って私は聞いていたような気がしてて、8,000ベクレルっていうこの基準っていうのは、処理を、処理ですよ、要するに最終的には最終処分場で処理するわけですから、処理するための基準っていうことで、IAEAはそういった場合なら、減量化に向けてですよ、中間施設に置いてから、次30年後に最終処理に持っていくのに減量化に向けては問題がないって言っとられたように何かの記事で読んだ気がするんですけど、それはないですかね。ちょっとそこがわかれば。

○安田委員長 福田市民生活部次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 今の100ベクレルと8,000ベクレルの違いですけども、渡辺委員がおっしゃいましたように、100ベクレルの基準といいますのは廃棄物を安全に再利用できる基準でございます。例えば、原発で解体後に発生したコンク

リートとか金属を一般社会で、例えば公園のベンチであったりとか建設資材として安全に利用できる基準でございます。8,000ベクレルにつきましては、廃棄物を安全に処理するための基準ということで、通常の一般的な処理方法、分別であったり焼却であったり埋め立て処分等を行うためのものがございます。福島で現在その8,000ベクレル以下の汚染土壌を処理するのに30年かかるということですのでけれども、それをできるだけ減量化しようとされているのが現在の国の取り組みだというふうに認識しております。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** もう一つ。結局、その8,000ベクレルの処理っていうのが、先ほどお話もあったんですけど、道路の下に、堤防の一番（聞き取れず）を超えて泥をかぶせてっていうのがそのいわゆる最終処分処理とどうなのかっていう実証実験中なんですよ。すぐさまこれが米子、鳥取にっていうのは、そういった実証実験の確認の上に成り立つんじゃないかなと私は思っていたんですけど、そこら辺はどうですか。

**○安田委員長** 福田次長。

**○福田市民生活部次長兼環境政策課長** 実証実験につきましては、福島県の飯舘村等で実証実験がされておまして、最終的にその実証実験の結果がどうだったかというところまでは把握しておりませんが、恐らくその結果を踏まえてこういった省令の制定がされるものだと考えております。

あと、その8,000ベクレルについてなんですけれども、8,000ベクレルというのが年間1ミリシーベルトの追加被曝線量に相当するということでして、通常自然界にあります放射線量というのが、日本の場合は平均で年間に2.1ミリシーベルトというふうに環境省のほうの資料に記載されております。8,000ベクレルの土壌から発生する被曝線量が追加被曝線量として1ミリシーベルトということでございまして、それはその土壌のすぐ近くで作業される作業員の被曝線量がそれに当たるということでございます。そこから10メートル離れますと100分の1に、受ける放射線量は減るということだそうございます。

それからあと、その1ミリシーベルトがどれくらいかというところなんですけれども、CTを受けた場合、1回受けますと10ミリシーベルトになるという比較が国のほうから出されておまして、その8,000ベクレルというのが放射線量が1ミリシーベルトということで現場の作業員にとっては危険性が高いということで、そういった作業員の方が公共事業等でそういったものを使った場合に、どのように安全に使用することができるのかそういったことが検証された結果、省令の制定に向かうことになったんじゃないかというふうに認識しております。

**○安田委員長** ほかに質疑はありますか。

土光委員。

**○土光委員** 今回の省令の位置づけですけど、先ほどのやりとりで実証実験、要は8,000ベクレル以下100を超えるものを一定の条件のもとに使ってもいいか、そういった実証実験、これはずっと前からやられていたと思います。今回の省令というのは、実証実験を経た後に、こういう条件のもとだったら使ってもいいということを示すのがこの省令案なのではないですか。そういうふうに私はこの省令案を見ているんですけど、そういう認識ですか。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 そうかどうかというのはちょっと確認しておりませんが、そういったことだというふうに認識しております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 確認はしてないけどそういった認識だと言われても、どうなのかよくわからないけど、例えば今回の陳情の資料の1、これ実際、省令案が資料で出されていますよね、手元にありますよね。この省令案見ると、だから資料の1の下のページ、1と書いている、これはまさにもう省令案そのものです。これについて今回陳情が出ているわけです。この省令案の1の背景、趣旨のところから下から4行目、再生利用の取り組みについてはとありますよね。1の背景、趣旨の下から4行目の最後の辺、実証事業を実施し、その安全性等について確認を行った、つまり実証実験、これまでずっと行われていて、安全性確認したと、ただしその安全性という前提としては、こういった一定の条件のもとに使われるんだったら、例えば作業員の被曝が年間1ミリシーベルト以下、いろんな理由で確認されて、だから使ってもいいということを示すのがこの省令案なのではないですか。だから、これが通ると、これ施行は4月1日からというように、もうパブコメも終わってそういう予定になっているものですが、これが通ると、この省令案に沿って一般の公共事業等一定の条件のもとに、そういった福島を除染土を福島県外でも、要はどこでも使っても構わないよというそういう省令案というふうに、そういう内容で省令案の位置づけはそういうものだと思いますけど、そういうものではないですか。認識お伺いします。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 そのように認識しております。

○安田委員長 いいですか。

ほかに。

土光委員。

○土光委員 その認識のもとに質問します。この問題は、例えばその実証実験の安全性が、それが本当に妥当なものかどうか、それは議論はいろいろあります。ただ、それは今回の陳情の審議では私は置いていいと思います。この省令というのは、一定の条件のもとになされるのなら公共工事等で使っていい、これが通るとそういうなされるということです。最大の問題は、これ陳情にも書かれていますけど、この省令案そのものが基準とか管理とか、それから責任が誰か、きちっと情報が公開されるか、それが曖昧な内容なので、国にこの省令案再考してくださいというのがこの陳情の趣旨なんです。

例えばです、今の資料1の2ページ、一つの例を挙げます、2ページ。つまり一定の条件に使うというのがこの省令案です。その条件でいろいろ書かれていますけど、資料2の白丸、上から4分の1ぐらい、除染土壌の再生利用は次のようにすること、それなりの条件をここでいろいろ課しているわけです。ところが、2つ目のぼつ、これは一つの例ですけど、私が読んでもちょっとよくわからないというか、疑問がある点、2つ目でこう書いています。国または地方公共団体その他環境大臣が定めるものが除去土壌の再生利用を行った場所の管理を行うこと、つまり一定の条件、管理が必要だというふうに言っています。ところがこの省令案見る限り、じゃあ管理を行うというのは何をするのか、どういう管理をするのか、非常に曖昧です。この地方公共団体、米子市も、これある意味で入ると思

ます。米子市がちゃんとこういう汚染土壌を使うときは管理をなささいというのが省令案なんですけど、これ見て米子市はどういう管理をするか、わかりますか。

○安田委員長 福田次長。

○福田市民生活部次長兼環境政策課長 この記載だけでは判断しかねます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だから問題なんです。これ実は、これに即した手引に類するようなものがあるんですけど、この省令案そのものはそのことに全く触れていないです。だからもうちょっと、この8,000ベクレル以下を外で使う云々、それから実証実験のそのもの、これの是非はおいといても、幾ら何でも曖昧過ぎると私は思っています。だから再考してくださいと思うんです。管理、非常に曖昧です。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

三嶋委員。

○三嶋委員 不採択、採択しないをお願いいたします。

理由を述べます。今この省令のところがピックアップされて議論をされているんですけど、当然省令っていうのはひとり歩きするわけではなく、今のピラミッド型法体系の中で、この背景、趣旨にも書いてありますけど、平成23年11月の閣議決定がなされ、法改正がなされ、そしてその上での省令制定に向けての実証実験がなされ、安全性等について確認を行ってというふうに、くだりがあります。ですので、このたびの省令というのは、今全国にばらまく、ばらまかないというような話があるんですけども、そうではなくって、前提としてそう進めていこうというような前提があり、ここに書いてありますけども、そういうところを安全かつ適正に進めるためにこういった省令を設けたんだというふうなのが組み立てのはずです。そして、今このじゃあ米子市はどうするんだというところで、きちんと省令ができた際には手引なりなんなり、あるいは実際に地方公共団体とヒアリングを行うなりして適切な処置を行うよう、当然、また法体系の中で下において議論がなされるはずであります。

ですので、この陳情に対してはそういった観点から、今回法体系の観点から述べましたけれども、不採択をお願いいたします。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 不採択をお願いいたします。

理由につきましては、今、三嶋委員もおっしゃっておられたんですけど、省令できちんと管理をこれから実証されながらされるということですので、お願いいたします。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 結果的には不採択なんですけど、私、この福島の汚染土の問題っていうのを先ほど陳情者にも伺ったんですけど、普通の廃棄物の考え方でいったら圏域内で出たものは圏域内で処理することが基本、これはそうだと思うんですけど、要するに放射能汚染で非常にたくさん、特に茨城とかいっぱいあるのはわかってるんですけど、特に福島の皆さんが、じゃあ福島で出たのは最後まで持つのかというところが、私はやっぱり福島の方々に負わすことはできないなと思います。そういう中で、最終処分場の位置も全然まだ決ま

ってないんですけど、このまま全部だとすごく量も多いので、処理できるのかなっていう中で、安全な部分で再処理できるものはしていこうっていうのがこれの案だというふうに思っています。

今、流れを見ると、いろんな国会の委員会とか審議会の答弁見ていると、国のほうの答弁では、勝手に持ってったり、住民の反対意見を聞かずに持っていくことはないと答えて、たしか実証実験でも住民から非常に反対があつてやめたというところがあったと伺って、ちょっと定かではないんですけど。ですから、今言われますように国が勝手にそういうものではないよと言いながら、部材として持ってきて使うというのは、この政省令でもありますし、先ほどの答弁でもあるんですけど、非常に工事にもある程度気を使っていかなきゃいけないものですから、当然できないことだと思っておりますし、そのためには事前の住民への説明もあると伺っています。ただ、まだそこまでいってなくて、今後それに向かつての工程の中の一つかなと思っておりますので、現在の私には私は不採択と。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 不採択だと思っております。というのは、今までずっと聞いておりました、省令はできたが、運用基準がまだ具体的に確立されていないところがあると思っております。それが渡辺委員も言われたんですが、福島の状態そのままに今の除去土壌等がそのままにする状態になるかっていったら、非常にそこは福島に全部負わせるような形になるかと思っておりますので、不採択といたします。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も不採択でお願いしたいと思っております。今なお身近なところに中間貯蔵施設にまで行けない除染土が身近にあるわけですね。ニュース等、またいろんなところで調べた中で、それらの現実、それから最終処分に行くまでにある除染土をどうしていくのかというところは、基準で示されておりました原発解体等による敷地内での放射性廃棄物という考え方とは違った、世界にない例っていうふうに陳情の文書にもありましたけど、それを今まさにやろうとしているんだらうっていうふうに思っております。求めるべきは、これらのことが情報として本当になかなか私たちのところまで届いてないというところで、国や環境省に対してきちっと指定廃棄物についても含めて情報発信を求めていくべきで、もしかするとこの担当、タイトルにもあるんですけど、もしかしたら全国に知らない間に莫大な除染土が拡散されてしまうのではないかというような誤解を受けてしまうようなタイトルではないかなというふうに、私、何回読んでもそういうふうに思ってしまうんですけども、その辺も含めて、きれいごとと言うわけじゃないんですけども、現実、まだ中間貯蔵施設にまで行けない除染土が残されている現状の中で、それを受けとめたときには全国的に他人事ではなく、自分も受けとめていきたいなということで、今回の陳情で勉強させていただいたところですが、陳情につきましては不採択でお願いしたいと思っております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 採択をお願いしたいと思っております。

除染土を全国に拡散するということに対しては、多くの国民の皆さんが不安や反対の声を上げていらっしゃるという状況です。東日本大震災後、汚染された震災瓦れき、この受け入れをめぐる全国で大問題となりました。汚染された土壌を全国に拡散するということはあつてはならんというふうに思います。採択をお願いします。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 採択を主張します。

これ先ほども言いましたけど、この今回の陳情は、例えば福島を除染土をどのように処理する、そのことの是非そのものを聞いているのではなくて、この国の今の方針は、8,000ベクレル以下は一定の管理のもとに使われるのなら安全だ、実証実験もした、だからやりますというそういった省令案です。もちろん国は安全かつ適正だと思っているでしょう、だからやるんだと思います。ただ、その実証実験の中身、それから先ほど言いましたけど、具体的な管理、これどういう管理をしていくのが前提の管理なのか、その辺が全く明らかにされないまま、まずやってもいいよという省令が通るというのは、手続として非常に私はおかしいと思います。例えば、これパブコメやられていますけど、パブコメの資料もこの省令案そのものに対してだけのパブコメ、例えば手引なるものの具体的な管理のやり方、実証実験の中身、それはパブコメの対象ではなかったんです。だからそういった意味で、まずその辺のところをきちっと意見を聞いて妥当だと思えば、一つのこれはやり方かもしれません。そこを飛ばしてやっているということで、考え直してください。これを通すと、やはり知らない間に、それから具体的な管理がどうなるか、それから問題が起きたときにどこが責任を持つのか、そういったことが曖昧なままに進められていくという懸念が出るというふうに書いています。私もそう思いますので、採択を主張します。

○安田委員長 では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第61号、放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める省令案の再考を求める意見書の提出についての陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…岡村委員、土光委員〕

○安田委員長 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第61号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由については、先ほど各委員から出された御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

山中様、本日は御苦労さまでした。それでは、退席をお願いいたします。

次に、議案第9号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例に制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

森市民課長。

○森市民課長 議案第9号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

これは、印鑑登録に係る旧氏の取り扱いに関する所要の整備を行うほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を

踏まえ、印鑑登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるよう所要の整備を行うため、改正しようとするものです。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第9号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

佐小田保険課長。

**○佐小田保険課長** 議案第10号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

資料のほうですが、3月定例議案の資料1、それから米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の資料及び令和元年度第2回米子市国民健康保険運営協議会諮問に関する説明資料をお配りしております。

本議案は、国が定める国民健康保険法施行令の一部改正に伴います保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うほか、米子市国民健康保険運営協議会より答申していただいた内容で資産割額を廃止することとし、これに伴う保険料の料率の改定等の所要の整備を行うものとするものでございます。

主な改正内容ですが、国民健康保険料の基礎賦課額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額を16万円から17万円に、それぞれ賦課限度額を引き上げるものでございます。

次に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の所得の算定における当該世帯の被保険者に乗すべき額を引き上げることとし、5割軽減対象世帯が28万円から28万5,000円に、2割軽減対象世帯が51万円から52万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

資産割の廃止についてでございますが、以前から国民健康保険運営協議会のほうで議論をしていただきました。令和元年12月19日に米子市国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、その後御審議をしていただいて、令和2年2月7日に答申を受けた次第でございます。

廃止理由としては、資料に記載していますとおりの課題とか、また県内の保険料水準の



統一に向けて全国的に資産割額を廃止し、4方式から3方式に算定方式を変更する市町村が増加している現状を踏まえて改正するものでございます。

市民の方々についての周知ですけれども、令和2年度分の国民健康保険料納入通知書を7月に発送いたします。「よなごの国保」の5月号への掲載、また米子市ホームページ等の活用により周知を図ってまいりたいと思います。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

安達委員。

**○安達委員** 今、議案の説明と、添付してあります資料があったんですが、確認ですけれども、自分も運協を傍聴させてもらったことがあります、全部は出てないところで、資料に添付してあります、伊木市長から運協会長宛てに変更及び変更に伴う料率等の改定諮問の提出のコピーがありますよね。これに対する今課長が、答申がありました、2月にありましたって言われたんですが、そのコピーか文書を受けたものの、もらってなかったように思うんで、そこがちょっと確認です。2月10日って言われましたか。

**○安田委員長** 佐小田課長。

**○佐小田保険課長** 2月7日です。お手元のほうに、安達委員さん、今改定の裏面に答申のほうがありますんで、御確認してやっていただきたくよろしく願いいたします。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 課長、大変失礼しました。裏面にありました。

**○安田委員長** いいでしょうか。

**○安達委員** ごめんなさい。

**○安田委員長** ほかにありますか。

安達委員。

**○安達委員** それで、議案書のほうに概要があるんですけども、2行目の途中からですが、引き上げ及び保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うほか云々ありますね。資産割額を廃止することによって改正内容が以下変わりました。限度が、例えば基礎賦課額が61万から63万、高くされたですよ。そうすると、読み取る側が、算定方式を変えた、いわゆる資産割をなくしたから限度額が上がったように見てしまったんですが、そうではないですよ。そこ確認させてください。

**○安田委員長** 佐小田課長。

**○佐小田保険課長** 今、安達委員さんからおっしゃった賦課限度額については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもので賦課限度額を改正になるものです。

資産割額の廃止については、先ほども申し上げたんですけども、運営協議会のほうに諮問させていただいて答申を受けまして、それで変更、改正するという格好で、賦課限度額と資産割額はちょっとセットということじゃなくて、区別していったらおかしいんですけども、分けて考えていただけたらと思います。

**○安田委員長** ほかにありますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 資料の11ページ目になるかなと思うんですけど、検討時点での現行料率と世帯ごとの差額の分布という表がA4縦にありまして、それでいくと、2案で決定され

た中の次のページも含めていくと、増減世帯の1万9,719世帯のうちの1万2,680世帯が増になるということで、約60%以上のところが増になるということになるんですけども、そこと案1ではない2を選択された理由といたしますか、県に合わせていくっていうところに向かうと、案1に近づいていくほうを選択されるべきだったと思うんです。いずれ県内の市町村の保険料の統一っていうところの時期を迎えるときの第1段階としてこの2を選ばれたのかなみたいに思うんですけど、もう少し2で落ちついたところの背景といたしますかを御説明いただけますでしょうか。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 今、矢田貝委員がおっしゃったように、県のほうでいきますと案1という格好になると思います。案1にしますと、資料のほうにも書いてあるんですけども、資産割額、その分を全て所得割額のほうに全部行くような格好になります。試算をしましたところ、案1でいきますと、大体所得100万円あたりを境に所得の低い方のほうが負担が多くなると、低所得者に負担が多くなるという格好の傾向がありまして、案2のほうが低所得者に優しいといたしますか、そういった案でしたので、案2にさせていただいた次第です。

○安田委員長 よろしいですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 勉強不足で申しわけありません。県が納付額を示してくる、そこに向かって今現在の米子の徴収額で賄えていると思うんですけど、それをこれからの他課とのいろんな活動で、健康寿命の延伸であるとかいろんなところでドックとして早くに治療するかそういったところで取り組んでいくっていうところで、急激な変化を一段階減らされたと思うんですけど、結局は行く、1に向かうっていうことなんですよ。そこのその取り組みっていうところが私たちに伝わってこないと、せっかく激減を避けるために2で今いくっていうところと、何年か先には1に行くっていうところをあわせて説明をされていかないと、何かしょっちゅう上がってきているんだよって受けとめられる人も出てくるんじゃないかなって思うんですけども、その辺はどういった、7月以降の発送の中でお伝えされるっておっしゃっていましたが、それはルールとしてこうなりますっていう周知であって、上がる方が納得できるような、そのためにこういった事業が進みますみたいなセットで通知っていうか、お知らせされる必要もあるんじゃないかなと思うんですけど。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 ありがとうございます。今、矢田貝委員さんが言われたように、ちょっと私の説明のほうも説明の仕方が悪かったかもしれないんですけども、どうしても、本来ですと県のほうに沿ってという格好になると一番いいんですけども、いろいろ試算をして段階的にして、将来的には、先ほども説明したんですけども、県の統一化というのを各都道府県のほうがやるような方向になっています。それを踏まえて段階的に調整して県の示すほうにしますんで、また被保険者の方も説明に関してもそういったことを踏まえて説明をさせていただけたらなと思っております。

○安田委員長 ほかに。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 わかりました。よろしく申し上げます。

あと、この保険者が県も一緒に行くようになってきているという流れで、もしかしたら私が委員会がかわっている中で説明を聞き損ねているかもしれないんですけども、議員に対して、委員会の中等でももう少し詳しく説明をしていただいとくということが必要じゃないかなと思うんですけど、それは機会を見てお願いしときたいなというふうに思います。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 今後は議員さんのほうにも早目に周知させていただいて、委員会の委員さんだけではなく、皆さんに周知をさせていただきたいと思います。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 改めてという形でお聞きしたいと思うんですけども、先ほどのこの資料の1ページ目にあります、資産割を廃止して4方式から3方式に算定方式を変更する市町村がふえているというふうに書いてございます。県内でも鳥取市や境港市は既に3方式になっているということをお聞きしとるんですけども、そもそも資産割を廃止して3方式にするというのはどういった理由によることなのか、これについてお尋ねします。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 今、先ほど矢田貝委員さんのほうにも説明したんですけども、国のほうが各都道府県の保険料水準の統一化ということで、早いところではもう今、もうすぐ着手して終わる県もあるんですけども、国が示しているのが3方式で標準保険料率を決めなさいよという格好になっております。全国的にも、数のほうははっきりわかりませんが、令和元年度でもう半分以上の市区町村のほうが3方式に移行しております。以上です。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 同じく1ページ目の下の3分の1ぐらいのところで、賦課割合が書いてあって、所得割が47%、資産割が6%というふうな形の数字が出とるわけですけど、結局この6%部分っていうのがなしになって、あとのほかの3つの部分で振り分けるということだと思んですけども、この全体の保険料額が幾らで、この資産割額っていうのは大体幾らだったのかということとはわかりますでしょうか。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 1ページ目の(2)本市の現状というところがあります。これは令和元年度の保険料の当初の賦課なんですけれども、調定の総額が26億4,505万9,000円、それに応じて資産割額のほうが2億3,795万1,000円となっております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 結局この2億3,700万円、これを振り分けるということなんですけども、この従来の所得割が47%だった、均等割が29%だった、平等割が18%だったといったことを、それぞれ50、それから31、19というふうな形に変更する、こうしたことに変更することにした理由ですね、特に均等割とか平等割が31とか19%にそれぞれなっているわけですけども、これ、理由について、どういったことでこういった設定にしたのかということをお伺いします。特に2ページ目に書いてあります参考という形で、標準的な保険料の賦課割合が3方式の場合、均等割が35で平等割が15ということが書いてあるわけですけども、こうじゃなくって、31と19にしたということについての説明を

お願いします。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 今、岡村委員さんからの説明で、どういった割合でということなんですけれども、案1から案4まで記載しておりますけれども、まず低所得者に負担をかけない。それから子育て世帯も含めてなんですけれども、多人数世帯というのもあります。そのこのところもやっぱり負担をかけないという格好でうちのほうは試算をさせていただきました。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 多人数世帯と、特に子育て世帯に対する負担軽減っていうふうなところも考慮したということだと思っただけなんですけれども、しかし、これまで均等割が29%だったのが31に2ポイント上がっているといったことがあって、特にこういった部分っていうのは、多人数世帯についてはやはり負担が重くなっていくということっていうのはここでも明らかだというふうに思います。

そして、この資料の11ページ目に書いてある縦長の分ですけども、保険料がふえる世帯が1万2,000強と、減る世帯が6,200強ということになっているわけですけども、本当に2億3,000万円を振り分けるという形を単純にやった形で保険料が結局資産割をなくすという政策的なことだけでの判断でやるのに、そのしわ寄せが被保険者にかぶさってくるということっていうのはいかがなものかなというふうに思うんですけども、こういった例えば子どもの均等割部分の軽減を図っていくというそういった政策的な判断というか、そういうものっていうのは働かなかったんでしょうか。

○安田委員長 佐小田課長。

○佐小田保険課長 子どもさんの均等割の政策的な判断ということなんですけれども、以前、本会議のほうからも出ておると思うんですけども、国のほうに一応そういった要望は出しているところでして、今回の改定における分については、子どもさんの均等割、ちょっと軽減とか、そういうのはしておりません。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 最後にしますけど、同じく11ページの表を見ても、最も保険料が増となる金額っていうのが4万2,900円というふうに書いてあります。逆に最も保険料が減るといった金額については、何と61万400円という形になって、こういったアンバランスを生んでしまうということで、本当にこれで市民の納得が得られるのかということだと思っただけなんです。私はちょっと、例えば今でも高い保険料がさらに4万何がしふえるといったことについては、到底、納得得られないというふうに思います。

○安田委員長 ほかに意見ありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

岡村委員は反対ですか。

岡村委員。

○岡村委員 先ほど言いましたように、こういった政策的なところで資産割をなくしていくのに何ら配慮がなされていない子どもの均等割とかそういったものについて、やはり軽減を図っていくとか、そういったことも配慮もなしに、単に負担を、増を求めていくとい

ったことは納得を得られないというふうに思いますので、反対します。

**○安田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、奥岩委員、土光委員、三鴨委員、矢田貝委員、渡辺委員]

**○安田委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田市民税課長。

**○安田市民税課長** それでは、議案第11号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

これは、米子市市税条例第34条の7第4項で定めます個人市民税の寄附金税額控除の対象団体として従来定めておりました特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会につきまして、指定期間を平成27年1月1日から令和元年12月31日と定めておりましたが、この期間が満了したため、当該法人を控除対象非営利活動法人から除外するため改正しようとするものでございます。

なお、指定期間満了後に当該法人に寄附した場合の寄附金税額控除の扱いでございますが、地方税法で寄附金税額控除を規定しております第314条の7第1項には、寄附金税額控除の対象となる寄附金として第1号から第4号まで、第1号はいわゆるふるさと納税といったふうな規定が掲げてございます。このたびの条例改正では、この第4号の規定で寄附金税額控除となっていたもの、団体を除外する改正ですが、当該法人は第4号と同時に第3号の規定による認定特定非営利活動法人に該当していますので、この第3号の規定により、これまでと同様、当該法人に対する寄附は個人市民税の寄附金税額控除を受けることができるものでございます。説明は以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時54分 休憩**

## 午後 1 時 1 4 分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から 1 件の報告を受けます。

まず、米子市災害廃棄物処理計画（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の結果について、当局からの説明を求めます。

田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 米子市災害廃棄物処理計画（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の結果について御報告させていただきます。お配りさせていただきましたパブリックコメントの結果について、1 枚物の資料、ございます方はごらんください。

意見の募集期間は、令和 2 年 1 月 1 4 日から 2 月 1 4 日までの 3 2 日間実施いたしました。お一人の方から 1 件の御意見をいただきました。

意見の概要と、意見に対する市の考え方のところをごらんください。意見の概要でございますが、大規模な災害で発生する多量の廃棄物、土のうの処理について、作業効率を上げるため軽ダンプ車を市で購入することを提言する。平常時には河川、海岸清掃などへの使用やボランティアへの貸し出しをしてほしい。災害時には災害が発生した地域に無償で貸し出しをしてほしいという御意見でございました。

市の考え方の、右の欄をごらんください。市では、一般廃棄物の処理業務などに使用するため、軽ダンプ車や 2 トンダンプ車などの運搬用車両を保有しております。災害時には速やかな復旧に向けて多くの運搬用車両が必要となると想定されることから、市保有車両に加えて民間、企業等の協力、他自治体からの応援などにより対応していく予定としております。こういうふうに記載させていただいております。

お一人の方から、貴重な御意見を頂戴いたしました。市としましては、このたびの計画案の修正につきましては行わず、この方への御意見の回答は、当初御説明しましたとおり、米子市のホームページを通じて公表させていただく予定にしております。

この計画につきましては、昨年 1 2 月に御報告させていただいた計画案のとおり、3 月中、今月中の策定とし、後日、議員の皆様にお配りをさせていただく予定にしております。説明は以上です。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質問等はございますか。

安達委員。

○安達委員 済みません。今、課長のほうから説明があったんですが、何件か意見が出るかなと思っておったんですが、1 人、1 件ということだったんですが、このパブコメについて、時期的なことや広報の仕方がどうだったか、担当の方、もし考えがあったら教えてください。1 件がすごく寂しい思いで見させてもらいましたので。

○安田委員長 田子課長。

○田子クリーン推進課長 ありがとうございます。確かに、御意見のほうは 1 件ということで寂しく感じております。広報の具体的な方法としましては、市報、それからホームページ、地域のコミュニティー FM、それからケーブルテレビで周知はさせていただきましたが、結果的に 1 件ということでございました。時期的なことは、冒頭に申しましたように 1 月の中旬から 2 月の中旬まで、3 0 日以上ということで、3 2 日間を実施したところで

ございます。

今後、この計画に限らず、当課といたしましては、またパブリックコメントをお願いするような段になればもう少し工夫して、日数のほうをふやすとか、考えてみたいと考えております。以上です。

**○安田委員長** ほか、ありますか。

ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

**午後 1 時 1 8 分 休憩**

**午後 2 時 0 7 分 再開**

**○安田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から 3 件の報告を受けます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応状況について、当局からの説明を求めます。

西村課長。

**○西村学校教育課長** 学校教育課より、新型コロナウイルス感染症への対応状況について、令和 2 年 3 月 3 日、全員協議会行われた以降の対応について御報告いたします。

まず、学校行事についてでございます。

卒業証書授与式は、3 月 1 0 日に中学校の卒業証書授与式を、規模を縮小する形ではあったものの、全校、無事に挙行することができました。小学校につきましては、3 月 1 9 日金曜日に実施予定でございます。なお、本資料を提供させていただいた段階では、感染拡大状況や社会情勢の変化によっては中止を検討としておりましたけれども、児童生徒の中に感染者もしくは濃厚接触者に特定されることが明らかになった場合、原則として、その児童生徒を 1 4 日間の出席停止とすることにいたしましたので、卒業証書授与式は今のところ基本的に実施する予定でございます。

次に、修了式の実施についてですが、既に何校かの中学校は修了式を終えている学校もございしますが、市内の大半の学校は 2 4 日火曜日に修了式を実施予定でございます。

また、修学旅行の実施延期についてですが、この 4 月から 5 月にかけて計画していた学校に対しまして、6 月以降に延期するよう通知したところでございまして、各学校もそのように対応しているところでございます。

続いて、学習空白への対応についてでございますが、臨時休業による学習空白については、現在、各学校の教務主任と連携しながら、未履修部分の把握、次年度以降も含めた補充方法を検討中でございます。この後の県の通知等出るように伺っておりますので、そのあたりを参考にしながら適切に対応していく予定でございます。

臨時休業の長期化による児童生徒への影響に係る対応でございますが、先週の水曜日、3 月 1 1 日に児童生徒の健康、安全を最優先に考えて臨時休業を継続することを前提としながらも、休業の長期化による子どもたちへの精神的影響でありますとか、家庭生活上の影響等を勘案いたしまして、小学校においては 3 月 1 2 日木曜日から 2 3 日月曜日の期間に 1 回、可能な範囲で登校日、中学校においては 3 月 1 2 日木曜日以降、新たに米子市教育委員会が通知を出すまでの期間に、週に一、二回程度を目安に可能な範囲で部活動の分散実施を可とする旨を通知したところでございましたけれども、この後、御説明いたしますが、議員の皆様は本今朝、提供させていただいた資料にもございますように、臨時休業

を一部解除したことによって、多少、対応は変わってございます。後ほど説明させていただきます。

次に、臨時学童教室への学校からの協力については引き続き実施しておりまして、各校の状況に応じて小学校教職員、状況によっては中学校教職員もあわせて対応しているところでございます。

最後に、先ほど申しました臨時休業の一部解除についてでございますが、児童生徒の生活や学習をもとに戻すための一つの契機といたしまして、3月18日水曜日、あさってから24日火曜日の期間に、午前、午後のいずれかに、各学年、1回以上登校すること。登校する日は出席を要する日とすること。ただし、感染予防のために児童生徒が登校しない場合においては欠席扱いとしない旨の内容を、各学校に通知したところでございます。いずれの活動場面におきましても、密閉空間で喚起が悪い環境ですとか、近距離での会話、発声があったり、手の届く距離に多くの人がいるといった条件を可能な限りつくらず、感染防止にしっかり努めるよう、各学校に指示したところでございます。以上でございます。

**○安田委員長** 山中課長。

**○山中学校給食課長** その他で、学校給食中止に伴う対応について説明いたします。

3月2日の学校給食用の食材につきましては、既に発注済みでございましたが、野菜及び肉につきましては業者をお願いして配送の段階で中止、ストップをかけていただきました。御飯、豆腐につきましては製造を中止、牛乳につきましては出荷を停止していただきました。

また、保護者負担の給食費についてですが、3月に提供中止となった分の学校給食費につきましては、例年どおり精算の上、学校から保護者へお返しをいたします。以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質問等ございますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 済みません。ちょっと1つだけ聞きたいんですけど。この説明いただいたのはよくわかるんでいいんですけど、修学旅行も4、5は6にという、どれぐらいの長さで今後の対応を見ておられるのかなとは思いますが、これは、さっきは市民生活部もやってたんですけど、もう3月終わると非常に人の移動が起こりますよね。多分、市役所の窓口も県外から入ってこられる方がたくさん来られると。学校のほうも転校っていうケースで米子市に入ってこられる方があると思うんですけど、そういった子どもさん、保護者の方にはどういう形でこういったことも含めて今後のを伝えていくのかっていうのがわからないんで、さっき、まだ休みがあるかもしれないっていうのと、一つ、特に学校現場で気になるのは、鳥取県、今、発生がないですよね。全然、患者の場合っていうのが。大阪、兵庫、京都、名古屋、北海道から来られると、非常に発生している地域から来られると、変な意味、海外でもアジア人っていういろいろ起こっていますけど、あの子は大阪から来たからどうか、そういった、ちょっといじめの対象になったりすることを危惧したりもするんですけど、そういうことは学校現場ではどう対処されるのかっていうのを伺っておきたいと思えます。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 今後の見通しにつきましては、今後の感染状況の拡大状況でありま



すとか社会情勢等をしっかり注視しながら、対応を検討していきたいというふうに考えております。まず、まだ来年度の始業式でありますとか入学式のほう、具体的な指示を出しておりませんので、そうしたことを契機に新しく入ってこられたお子さんや御家庭にも丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

それから、他県から入ってこられるお子さん等々も当然想定されます。実は、そういったお子さんに対する、心ないような声とかっていうのもある程度想定しておりましたので、学校のほうには、まずはコロナウイルスということに対する正しい知識でありますとか、それによって、そういったいじめになったりということがないように通知をして、各学級において指導していただいたというところでございますが、1回指導して終わりではなくて、引き続き新年度もまた、新たな契機として指導をしていきたいというふうに考えてございます。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 市長もおられますけど、非常にたくさんの方が市役所を訪れると思うんですよ。県外から入ってこられた方が届けを出しに来られるわけで、そうすると今、鳥取県、発生ゼロといいながらも、今後また、その人の動きがこの3月、4月はふえると思いますんで、窓口対応の職員も含めて、安全策とかっていうのは講じていただきたいなということをお願いしたいと思います。

**○安田委員長** ほかに。

安達委員。

**○安達委員** 今、臨時休業の一部解除についてということでお話されたと思うんですが、この枠の中について、ちょっと、自分も既に子どもがとくに小学校も中学校も卒業してしまったんでわかりませんが、3番目の実施する日の後半の部分です。括弧の中、ただし感染予防のために児童生徒が登校しない場合、欠席扱いとしない。ですから、出席扱いになると思うんですが、その前の、ただしの感染予防って、これ、保護者が宣言するわけですか。その辺をちょっと、細かいところですが、保護者がこういう行動を起こされて、子どもさんについては欠席扱いにしないよう、ということなんでしょうけども、わかりづらいところが1点、ちょっとあったんで、そこをもう少し解説してもらえませんか。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** おっしゃるように、保護者の方の申告によりまして、こういった状況であるんだけど、感染のほうは非常に心配、社会情勢もそうなの、こうなので、非常に心配であるので、うちはちょっと学校には行かせませんといった申告がございましたら、わかりました、欠席扱いとはしませんといった扱いにするということでございます。

**○安田委員長** よろしいですか。

安達委員。

**○安達委員** それで、3月の18日から3月24日の間、各学年、1回以上実施するということが書いてありますが、上の方の段に。きょう議員宛てに文書をいただいたんですが、この中身はもう既に保護者には伝わっていたんですか、それともこれから発出されるんですか。というのが、休業のときもそうだったんですが、あしたから休業、国の場合特にそうだったんですが、休みますって言われて情報番組を見ていると、あたふたあたふたされる家庭がすごく多かったように思うんですが、これからこうですよっていうのを若干余裕

を持ってやられるのか、もうあす出してしまうよっていうのか、そこは余裕を持ってほしい意味でお話しさせてもらえたらと思って発言しましたが。

**○安田委員長** 西村課長。

**○西村学校教育課長** 学校のほうには、けさ、議員の皆様にお知らせするのと同じタイミングで各学校に通知したところでございます。実は3月11日に、先ほども説明しましたがけれども、こういった子どもたちの家庭生活でありますとか、そういった健康状況の非常に不安があるということで、3月11日時点で、ちょっと一歩踏み込みまして積極的に登校日を設定して、子どもたちのストレス発散も含めまして、状況確認も含めまして対応していきましようというような通知を学校のほうに出していたところでございまして、基本的に学校がその通知に基づいて計画した登校日等とほぼ変わらないという実態を確認しまして通知したところでございます。ですので、学校から見て、あるいは保護者の方から見て変わった点は、この4日間が登校した場合は出席を要する日となるだけというふうに現状では把握しております。多少活動を組みかえた学校もあるとは思いますが、大きく組みかわってないというふうに把握してございまして、今のところ混乱の状況は教育委員会のほうには届いていないというような現状でございまして。

**○安田委員長** ほかに意見はありますか。

ないようですので、次に、臨時学童教室の実施状況について、当局からの説明を求めます。

池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 臨時学童教室の実施状況について御報告を申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のための小学校の臨時休業に伴いまして、3月の2日から各小学校の教室等を利用して臨時学童教室を開設しております。開設に先立って、2月の29日、3月1日の2日間で278名の方からお申し込みいただきまして、その後も子育て支援課で申し込みを受け付けてございまして、10日時点で356名の方から利用の申し込みをいただいているところでございます。日別、学校別の出席人数ですが、これは2枚目の紙のほうをごらんください。申し込み人数のところでは3月2日現在となっておりますのは、3月10日現在の誤りでございます。356名の申し込みに対して毎日大体200名前後の方の御利用をいただいているところでございます。3月9日より、これも新型コロナウイルス感染予防の観点から1教室当たりの人数がおおむね16人以下になるようにクラス分けを行いまして、なかよし学級の運営と並行して実施しているところでございます。報告は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質問等ございますか。

ないようですので、次に、米子市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定について、当局からの説明を求めます。

松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** それでは、米子市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（学校）の策定について御報告いたします。

まず最初に、この計画の策定の背景等についてでございますが、国のほうで平成25年に策定されましたインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、本市におきまして平成28

年3月に米子市公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。また、各地方公共団体はこの総合管理計画に基づきまして、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画、これ個別施設計画と言っておりますけれども、これを策定することとされたことから、このたび米子市学校施設の長寿命化計画を策定いたしましたので御報告させていただきます。

なお、この計画を策定するに当たりましては、文部科学省が示しております学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を使用しております。具体的な内容につきましては、担当課長補佐から説明をいたします。

**○安田委員長** 木村教育総務課学校管理担当課長補佐。

**○木村教育総務課学校管理担当課長補佐** そういたしますと、事前にお配りしております米子市学校施設長寿命化計画をもとに説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんいただけますでしょうか。1ページ目の真ん中あたりの②になります。目的のところをごらんください。本計画の目的といたしましては、財政負担を軽減、平準化するとともに、時代に即した学校づくりを推進することを目的とします。また、本計画は、本市総合管理計画に基づく個別施設計画（学校）として位置づけることといたします。

次に、③計画期間でございますが、計画期間につきましては令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行うこととしておりますが、必要に応じて随時見直しを行っていきたいと考えております。

次に、④対象施設ですが、対象施設につきましては小学校23校、中学校11校としております。

次に、2ページ目の（2）学校施設の目指すべき姿といたしまして、①安全安心な施設環境の確保、②教育環境の質的向上、③地域コミュニティの拠点形成、以上の3つの柱を挙げさせていただいております。

次に、3ページ目の（3）学校施設の実態でございます。まず、①学校施設の運営状況・活用状況等の実態といたしまして、3ページから8ページまで記載をさせていただいておりますが、その中で、まずは6ページをごらんください。6ページの（4）施設関連経費の推移をごらんください。本市における平成26年度から平成30年度の過去5年間の学校施設関連経費は約6億7,000万円から32億1,000万円となっており、1年間の平均といたしましては約17億円となっております。

次に、7ページの（5）学校施設の保有量をごらんください。本計画の対象建物については、築30年以上の建物が全体面積の7割以上を占めており、老朽化が進行しております。さらに、10年後は築30年以上の建物が全体面積の8割以上を占めることとなり、老朽化対策を早急に進める必要があります。

次に、8ページの（6）今後の維持・更新コスト（従来型）をごらんください。ここでは、築50年未満での建てかえ中心の修繕、改修等を実施した場合の今後40年間のコストを試算しております。本市においては、築年数が古い建物が多いことから、計画期間である令和2年から令和11年度の10年間においては、直近5年間の施設関連経費の平均である17億円の約2.7倍である45.2億円のコストがかかる試算となっております。したがって、今後の財政状況等を総合的に勘案した場合、現有施設を維持しながら建

てかえ中心の整備を継続することは非常に困難であり、整備方法を検討する必要があると言えます。

次に、②学校施設の老朽化状況の実態につきましては、9ページから11ページにかけて、建物ごとの構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況の評価を行っております。

次に、12ページの(2)今後の維持・更新コストの把握(長寿命型)をごらんください。従来の建てかえではなく、建てかえより工事費が安価で廃棄物及び二酸化炭素の排出量が少ない等のメリットがある長寿命化改修を行った場合の試算をしておりますが、それでも直近5年間の施設関連経費の平均である17億円の約1.3倍である約22億円のコストがかかるとの試算となっております。したがって、従来の建てかえから長寿命化改修への整備方法の転換だけでは計画どおりの整備が困難となることも十分考えられるところです。

次に、13ページの(4)学校施設整備の基本的な方針等をごらんください。(1)学校施設の長寿命化計画の基本方針につきましては、施設の更新に当たっては基本的には長寿命化改修を選択すること。施設の適正規模・適正配置の実施に当たっては、総合管理計画及び平成29年8月に策定された適正規模・適正配置基本計画との整合性を図ることとしております。学校の適正規模・適正配置を検討する場合は地域のコミュニティとの関係にも視点を置くことが重要であり、自治会組織を初めとするさまざまな団体組織や地域活動があり、学校がコミュニティ形成の中心施設としての役割を果たしてきた経緯を考慮し、十分な協議や調整が必要であると考えております。

次に、②改修等の基本的な方針として、1)長寿命化の方針、2)目的使用年数、改修周期の設定について記載しております。

次に、15ページの(5)基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等として、①改修等の整備水準及び②維持管理の項目・手法等について記載しております。

次に、16ページの(6)長寿命化の実実施計画をごらんください。今後の学校施設の長寿命化改修に関する優先順位づけの考え方としては、学校単位での整備を行うこととし、築年数の古い建物を有する学校から整備を行うこととしたいと考えております。直近5年の整備計画を立てておりますが、実際は年度ごとに本市の財政状況等を総合的に勘案しながら計画を進めていきたいと考えております。今後の学校施設の維持・更新コストは長寿命化をしても過去5年間の投資的経費の約1.3倍に増加すると見込まれており、児童生徒数が減少する中で施設の維持更新費用が増加するという矛盾を抱え、施設保有のあり方、維持・更新コストの削減及び財源確保は大きな課題となっております。個々の学校施設の長寿命化への取り組みにあわせ、学校施設の適正規模・適正配置について、今後ともより一層関係部局、住民等と連携していく必要があると考えております。説明は以上となります。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から質疑等ございますか。

安達委員。

**○安達委員** この時期にこの計画書が提出されるのが、ちょっと自分、きつかったなっていう、日程的に。これは個人的なことなんでしょうけれども。一つは、小学校は特にそう

だと思っておりますが、災害時の避難所になりますよね、ほとんど23校そうだと思っておりますが、1校1校チェックかけてませんけれども。その中で耐震化のありようというのがそれぞれ項目別を書いてありますけれども、避難所に指定してある学校こそ早くその対応をしなければいけないんじゃないかっていう、こういう見方ができるんじゃないかと思っております。その点については、計画ですからそれぞれの項目を挙げましたなのかもしれませんが、そのこのところの押さえが必要かなと思っておりますよ、避難所というくくりで捉えた場合にです。どうでしょうか。

○安田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 今回の計画につきましては、あくまで建物のその構造的なもの、それと劣化の状況、そういったものを勘案いたしまして、年数の古いものから整備していくということにしております。

○安田委員長 いいですか。

ほかに質問等ございますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 資料の9ページにありますけれども、その中で彦名小学校の特別教室が入っている校舎につきまして、耐震の安全性のところの診断と補強というところのチェックが入っていないんですけれども、これは今使用の現状ってどうなっているんでしょうか。

○安田委員長 木村担当課長補佐。

○木村教育総務課学校管理担当課長補佐 彦名小学校の特別教室につきましては、今実際のところ、クラス、普通教室となかよし学級のほうが入っております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 使ってらっしゃるということによろしいんですね。

○安田委員長 木村担当課長補佐。

○木村教育総務課学校管理担当課長補佐 そのとおりでございます。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 16ページに書かれています改修等の優先順位づけと実施計画のところでございますと、築年数の古い建物を有する学校から整備を行われて、それが築年が同じときには劣化が進行している学校から整備を行うというところが書いてありますけれども、この9ページ以降、9、10、11ページを見ますと、築年30年というところよりもその以降、50年ではなく30年以上のところDというところがあります。そこら辺ってというのは、この築年の古い建物というところと一致するんでしょうか。よくしっかり見切っていないんですけれども、これでいけば、このDというところが自然に拾われてくるものでしょうか。

○安田委員長 木村担当課長補佐。

○木村教育総務課学校管理担当課長補佐 済みません。このA B C Dにつきましては、劣化状況評価ということで部位ごとにA B C Dをさせていただいております。基本的な整備の順番といたしましては、結局部位ごとではなくって構造体そのものが劣化やっぱりしてるんじゃないかというふうに判断しておりますので、建物建築年数の古い建物のほうから順番に改修をしていきたいというふうなことでさせていただいております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ちょっと全くわからない分野ですので、私も何とも言えないんですけども、しっかりとその優先順位が危険性を早くに対応できる対応になるようお願いをしたいと思いますというふうに思います。

それから続いて、15ページにあります改修等の整備水準というところのことなんですけれども、3)番にライフラインの更新っていうところがありまして、給排水のところが入っております。しっかりとここの中でお願いをしたいと思いますんですけども、現在の気温が高くなってきているというところで、この段階でしとかなないと、給水器、その水源ってところが立ち上がってこないとか、校舎のところに出てこないっていうのが自分の子どもがいた学校のところのいろんな話の中でありましたので、このところしっかりと捉えてやっていただきたいなというふうに思っています。

あと省エネについての複層ガラスのことも出ておりますけれども、これは設備とは言えないかもしれませんが、案外ここも大事じゃないかなと思うのがカーテンなんですね。あわせてそこら辺も同時に、ガラスのときにどういうふうに対応するのかっていうところも含めてお願いをしたいと思います。以上です。

○**安田委員長** 次にありますか、ほかに。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 今お話聞かせていただきまして、長寿命化全部進めると直近5年間よりも1.3倍経費がかかってきますよということで、先ほど矢田貝委員の質問でもありましたとおり施設整備の水準も以前のものとは変わってきていますし、時代に即してこの辺も変わるのでその辺のコストはかかるのかなと思います。

1点だけ確認させていただきたいんですが、これ計画立てられて5年間はこれでいくよっていうので見直してことなんですけど、小学校、中学校ともに現状の校舎をそのまま長寿命化をして5年間は使っていくよっていうことでよろしいでしょうか。

○**安田委員長** 松下事務局長。

○**松下教育委員会事務局長** 現時点ではそういうふう考えております。

○**安田委員長** いいですか。

ほかにはありますか。

〔「なし」と声あり〕

○**安田委員長** それでは、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

執行部の入れかえをお願いいたします。

**午後2時37分 休憩**

**午後2時48分 再開**

○**安田委員長** それでは、民生教育委員会を再開いたします。

議案第12号、米子市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口子育て支援課長。

○**池口子育て支援課長** 米子市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

米子市福祉基金を有効に活用するため、その設置及び使途の目的を拡大し、従前から実

施しておりました事業を含め、子どもの貧困対策に資する施策に要する費用に充てることとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、基金の名称を米子市ひまわり基金に改めます。ひまわりと申しますのは、令和元年10月に策定いたしました米子市子どもの貧困対策推進計画の愛称がひまわりプランとなっておりますことから、基金の名称に用いるものでございます。

また、基金の設置目的に、子どもの貧困対策に資する施策に要する費用に充てることを加えることといたします。また、現行では運用収益のみ積み立てることとしておりましたが、この基金の目的に賛同して寄附された財産も原資とすることといたします。また、その基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り処分することができるようにするものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 済みません。教えていただきたいんですけども、改正前にあった給付ってところの考え方なんですけど、今回、委任のところを事業または施策の実施に関して必要な事項というところで市長の定められるところとなるんですけど、給付金のことになくなっていてというのは、これはどういうふうに捉えたらよろしいんでしょうか。それは(1)の部分であって残された上で、(2)、新たに使えるようにするっていう部分で、事業または施策の実施っていうところと2つ来ないとおかしいんじゃないのかなって思ったんですけど。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 従前実施しておりました事業は、そのまま基金の目的として残すこととしております。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 新旧対照表の中でいうところの委任の第6条が第7条にかわるっていうこと、委任の部分の文章なんですけど、2つ残るっていうことですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えいたします。先ほど課長のほうがお答えしましたとおり、給付事業も、事業のほうは第2条のところに、設置というところに、改正後のをござらんいただくとわかると思いますが、(1)が従来の給付金の給付と、(2)がそのほか振興対策等を実施する事業と。これらを全て、(1)、(2)両方あわせて事業または施策の実施に関し必要な事項は市長が定めるということですので、従来は給付してなかったんで給付という言い方はしていますけど、今度は給付とその他貧困対策として実施する施策というふうにしましたので、言い方もそれらを包含して事業または施策というふうにかえていくということで御理解いただきたいと思います。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** わかりました。ありがとうございます。

**○安田委員長** いいですか。

○矢田貝委員 はい。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 今度はひまわり基金というふうにするということなんですけども、そもそもの米子市福祉基金の成り立ちとか、どういったことで活用されてきたのかと、これまでの経緯についてお伺いしたいと思います。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 米子市福祉基金は、昭和44年に前田孝次郎様の御遺志により寄附された1,000万をもとに、経済的理由で就学または社会福祉施設の入所に伴う措置費等の負担が困難な者に対し、その費用の一部を負担することで社会的有為な人材を育成することを目的として設置されたものでございます。その後、赤沢正道様、土谷栄一様、河合弘道様の御遺志により寄附されたものを加えまして、現在約3,700万円の基金でもって運用していたものでございますが、運用収益をもって事業費に充てるというような決まりになっていたことから、平成16年に運用益が少なくなってきたことに起因いたしまして事業を休止しているものでございます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 平成16年度から休止しているということです。これは、この事業についても進学されるときに給付するということについては、再開されるということになるのでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 現在では国の施策として高校の授業料というのは無償化されておりますので、その部分では現在のところは給付をするという予定はございません。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 この問題は最後ですけども、いわゆる「米子で出産しませんか」を改めて安心マタニティサポート事業というふうな形で新年度、2020年度提起されるわけですけども、こういったものに活用するというふうな形で理解していいでしょうか。

○安田委員長 景山福祉保健部長。

○景山福祉保健部長 それが2番目のほうにお示ししております米子市子どもの貧困対策推進計画でございまして、その中にいわゆる子どもの貧困対策に関するさまざまな施策が掲載されておりますので、その中の一つと捉えて実施しようとするものでございます。

○安田委員長 ほかに意見等ございますか。

質疑を終結いたします。これより討論へ入りますけども、いいですね。

別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第12号、米子市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



当局の説明を求めます。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

保育士が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準を弾力的に適用することができるよう、所要の整備を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、当分の間、小規模保育事業所A型等に配置すべき保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようにする。この規定を適用する場合には、保育士の資格を有する者を配置すべき保育士の数の3分の2以上置かなければならないこととするという内容でございます。施行期日は公布の日からとしております。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

質問等ございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** A型と保育所型事業所内保育事業所ということなのですが、B型は対象外でしようかっていうのと、あと本市で今B型ってありましたっけ。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 米子市には、小規模保育事業所は全てA型でございます。

**○安田委員長** いいですか。

ほかに質問は。

岡村委員。

**○岡村委員** 何点かお尋ねしたいと思えますけれども、まず小規模保育事業所A型ということなんですけれども、対象が。一般的に米子市内に10何施設あると思うんですけども、何人の保育士がそういう従事しているといったことになってるのか、いろいろばらつきはあると思えますけれども、大体何人前後というふうなところっていうのがわかりましたら教えていただきたいと思えますけれども。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 概算ですけども、五、六十名の方というふうになると考えております。五、六十名の保育士の方が勤務していらっしゃるというふうと考えております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 失礼。1施設において大体何人ぐらいの保育士が従事されているのかということをお聞きしたかったわけです。

**○安田委員長** どなたか。わからない。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 失礼いたしました。1施設の定員が大体19名以下ということになりますので、保育士の数は1施設当たり最低でも六、七人の方はいらっしゃるというふうと考えております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 今ちょっと六、七人というふうに言われましたけれども、そうすると10数施

設あって六、七十人っちゅうのは何かちょっと数字が合わないなというふうな気がしましたけども、まあいいです。

例えば、大体いろんな施設見学させていただきましたけども、大体5人、6人ぐらいの方が従事されているなというふうにお見受けしました。そういった中で、例えばこういうふうにすると、3分の1までは保育士の資格を有してない、こういった状況の方が保育士とみなすことができるということになるわけですけども、そうすると、いわば少ない人数の中で1人ないし2人ぐらいが保育士の資格を有してない方が従事されるということになるわけで、大人数の中の1人、2人というわけではないというふうに、私はそういったところが本当に保育の質が保てるのかというふうに思うわけです。

そして、同様の弾力化を既に鳥取市さんは実施しているということでお伺いしましたけども、保育士の資格のない人材の短期的な従事というケースはあるけれども、恒常的に配属っていうのはないというふうに聞いているところです。そういった点、米子市はどう考えているのかお伺いします。

**○安田委員長** 湯澤局長。

**○湯澤こども未来局長** この条例改正で当分の間と記述しておりますのは、待機児童が解消されるまでということ想定しているものでございます。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 後で次に当分の間のことをお伺いしようと思ったんですけども、そうじゃなくって恒常的な配属、配置を考えているのか、それともやっぱり鳥取市のように、短期的に何か臨時的な場合にこういった資格のない方でもオーケーよということを考えているのか、そこら辺の考え方を聞きしているところです。

**○安田分科会長** 湯澤局長。

**○湯澤こども未来局長** 基本的な保育時間といいますか、標準時間ということではなくて保育が必要とされる時間については、保育士資格をお持ちの方が中心に配置をされるものでありまして、例えば休憩が必要であったり、朝夕の早い時間それから居残り時間というところを中心に、そのフォローをしていただく方ということでこういった方も入っていただくという制度上の設計になっておりますので、基本的な保育時間中はその保育士資格をお持ちの方を中心に配置していただくような形になっております。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 鳥取市の場合は、そういうふうに例えば朝夕のお迎えのときとかそういったときに配属ということじゃなくって、何らかの期間、短期間でも何か穴があくといった状況の中で、そこに保育士資格を持たないそうした方も短期間従事してもらうというふうなことのようにですけども、そういったことではないということですか。

**○安田委員長** 湯澤局長。

**○湯澤こども未来局長** それもちろんそういうことを含めて短期間、可能な限りは保育士資格をお持ちの方の配置、可能であれば配置してまいりますけれども、こういった弾力化による保育士とみなされる方というのも配置を認めていくという形になると思います。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** もともと保育士不足という形をこういった弾力化によって補おうとするということっていうのは、やはりちょっと道から外れているんじゃないかなというふうに考

えます。やはり保育の質を高めていくためにも、午前中にもありましたけども、公定価格を引き上げるとかそういうふうな形を働きかけることによって保育士の処遇をよくしていく、そういうことによって保育士のなり手を確保していくということがやっぱり王道だというふうに思います。そういったことを、私はこの改正、弾力化っていうことについては反対だというふうに申し上げておきたいと思います。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入りますけれども、岡村委員は反対ということで。ほかにありますか、討論は。別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、奥岩委員、土光委員、三鴨委員、矢田貝委員、渡辺委員〕

○安田委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後5時02分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第58号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります石橋議員に説明を求めます。

座ってください。どうぞ。

○石橋議員 全国一律の数値で評価をする対象の地域の実情を見ない構想に、唐突で不適切なやり方だと全国で声が上がったことは御承知のとおりです。自治体が運営する公立病院や独立行政法人などが運営する公的病院は、救急、周産期、小児、災害など、住民の暮らしを守るために欠かせない役割を持っており、病院ごとに成り立ちも役割も異なります。地方3団体と言われる全国の知事会、市長会、町村長会が白紙撤回を求められました。鳥取県の平井知事は、全国知事会社会保障常任委員長として知事会代表でこの白紙撤回を求める協議に加わられております。しかし、政府は撤回していません。病院のないところに人は暮らせません。地域に病院があるかないかは命と健康に直結し、過疎化に拍車をかけることとなります。米子市内の病院は当面この対象とはなっていませんが、医療に対するこの乱暴なやり方は医療全体の切り下げにつながるものだと考えます。西部の町村の住民を守るために、医療の質と量を守るために、この統廃合の見直しをするよう西部の各議会も声を上げようではありませんか。ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はありますか。

土光委員。

**○土光委員** まず、これ、文言上のことで、陳情の題名が厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と云々とありますよね。これは言葉上だけならそれはそれでいいのですが、公表を白紙撤回というのは、私は理解できなくて、公表したものを撤回するというのは何のことか。ただ、資料の意見書の例で、再検証の要請は白紙撤回というふうにとればいいという理解でいいですか。どうも公表の白紙撤回という言い方が、私はちょっと意味不明だというふうに思うので、その辺はいかがですか。

**○安田委員長** 石橋議員。

**○石橋議員** 全国、それこそ一律の数値ではかたたりして、それぞれの実態をよく知らないで公表したってということ、そのこと自体に対する抗議、撤回を求める、再検討を求めるということだと思えます。

**○安田委員長** いいですか。

土光委員。

**○土光委員** だから、言っていることは国の再検証の要請を撤回しろという意味だと思います。

これ、ちょっと私も新聞レベルの知識だという前提でお聞きしますが、国は何を要請したんですか。

**○安田委員長** 石橋議員。

**○石橋議員** 通院するとかそういう実績とか、あるいは隣り合った地域に同じような機能の病院がないかということで推しはかって、統廃合を求めるということですから、その病院は例えば日南病院だったら日野病院との統合とかいうことを考えるということになるんだと思うんですけど、そここのところを個々に検討するのではなく、いきなり名前を公表したということなんだと思えます。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** その何を要請したかというのが知りたいのですが。例えば、統廃合、こうこういうデータをもとに、それは国の実情をきちんと反映しないとか、把握しないままにということかもしれませんけど、実際に例えば統合をいつまでにしろとか、何かそういった要請をしたのですか。少なくとも文言上は客観的なデータ、こうこうこうだから検証をちゃんとやってくださいねという要請ではないのですか。

**○安田委員長** 石橋議員。

**○石橋議員** 済みません。私もちょっとすごくよくわかっているわけじゃないんですが、いつまでに統廃合しろとか、こことここが統廃合しろというふうに言ったということではなくて、要するに公表した名前の病院は統廃合の対象だということの名指しにしたということだと思えます。

**○安田委員長** いいですか。

その他、当局に対する質疑等ありますか。いいですか。

土光委員。

**○土光委員** 今の同じ質問で、当局で何かこうこうこうだという回答ができるんだったら知りたいのですが。

**○安田委員長** 清水課長。

**○清水健康対策課長** 本市といたしましては、このたび国のほうが公表されました再編統

合が必要とされる病院について、こちらは国のほうが診療実績に基づいて、がんであるとか心疾患、救急等の分野で診療実績が特に少ないとか、類似かつ近接する医療機関があるなどの基準をもとに選定されたものでございまして、都市部の病院と比べまして、地方の病院では診療実績も少なく、また近接については全国一律で20分の距離が適用されておりました、地方での事情は考慮されていないものというふうに認識しております。したがって、本市といたしましては、住民の皆様が身近で安心して医療を受けるためには、このように画一的なデータをもって決めるのではなく、それぞれの地域での実情を踏まえて決定されるべきであるというふうに考えておりました、市長会等への要望等の賛同であるとかそういったようなところで見解を述べているところでございます。

**○安田委員長** ほかに質疑ありますか。

土光委員。

**○土光委員** 私の聞いているのは国が何を要請したかということで、国だから、例えば補助金ちらかせて、明らかに言うかどうかわかんないけど、何か統合しないといけないみたい、そういったことまで踏み込んで要請したのか、それとも客観的なデータで、検討したほうがいいんじゃないですかみたいな要請をしたのか、そこの違いがもしわかれば、国が何を要請したのかが知りたいということですけど、回答できればお願いします。

**○安田委員長** 清水課長。

**○清水健康対策課長** 失礼いたしました。国のほうが直接本市のほうに要請をされたというところではございませんで、この地域医療構想は鳥取県のほうが策定されますので、こちらのほうで鳥取県のほうにそのような話があったというふうに理解しております。

**○安田委員長** 何か合わない。かみ合わない。

**○清水健康対策課長** 済みません。

**○安田委員長** いいですか。

土光委員。

**○土光委員** 何か、副市長、こう説明すればいいのにみたいな顔しているんですけど、違いますか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、担当課長が御説明しましたが、これ、各医療圏における医療計画の話でありまして、鳥取県の所管事項でありまして、市のほうでは詳細がわかりません。以上です。

**○安田委員長** ほかに。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 全国知事会の社会保障常任委員会の委員長の平井知事の話が出ておりましたけども、平井知事が求められたのは白紙撤回ではないというふうに思っております、これは返上というか取り消しに近いような行為だよということはおっしゃったんですけれども、知事が求められたのは、このことを利用して、さらに持続可能な医療体制を構築するために国も一緒になって検討に乗っかってくださいという動きを今とっていらっしゃると思うんですけれども、知事の白紙撤回を求められたというところは、私が認識してないだけかもしれませんが、それは本当なのでしょうかというところ。もしかしたら石橋さんの発言から私がそう思い込んだのかもしれませんが、その辺はどうでしょうか。

○安田委員長 わからんでしょ、わからない。

意見でいいですか。

○矢田貝委員 意見にしときます。済みません。

○安田委員長 ほかに。

渡辺さんはいいですか。

○渡辺委員 いいです。

○安田委員長 ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

安達委員。

○安達委員 今、賛同議員の話も聞いたりしとる中ですが、会派でもいろいろ議論している中で、誰かが言われたかもしれませんが、表題にある白紙撤回を求めるっていうのは非常にここは困難じゃないか。その陳情なら、いわゆる不採択の考えでまとまったところで。地域の医療というのは、ここにありますようにいろいろ指摘してありますけど、これは理解できますが、最終的には白紙撤回という文章に結びついていくだろうと思って、それは、繰り返しになりますが不採択の思いです。以上です。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も不採択でお願いしたいと思います。この持続可能な医療を提供していくための検討の場が、国が意見をされましたけども、我が地域においては県において構想会議があり、各地域のリーダーとして平井知事がいらっしゃるということで、そこをしっかりと見守っていくべきだと思いますし、また、既にこの発言から2回か3回ですかね、目指せ4回だというふうに聞いていたんですけども、実際にそういった議論の場が重ねられてきていると思っておりますので、まず米子市議会としてこれを、意見書を出すというところは違うんじゃないかなと思いますので、不採択でお願いします。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 今回の新型コロナウイルス感染拡大で改めて感染指定医療機関の重要性がクローズアップされているということなんですけども、厚労省のリストで53施設767床の感染指定医療機関が再検討の対象とされているというふうに伝えられています。また、厚労省のリストで実績が少ないなどとして、再編、統合の対象となった公立・公的病院が、民間病院では対応が難しい患者への対応や僻地医療、救急搬送への対応などの役割を担ってきたというふうに言われています。先ごろ、南部町で開かれた公立病院再編統合問題のシンポジウムには大勢の住民が詰めかけ、不安や一方的なリスト公表に憤りを語っておられました。そうした思いをぜひ国に伝えるべきだというふうに思い、採択するよう主張いたします。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 私は、採択しないでお願いします。理由としては、国が何か具体的な予算とか何かそういうことで強制をしてるのだったらそれは問題だと思うけど、どうもそんな感じはしないということ。それから、例えば国がある意味で一律的な地域の実情を把握しないデータで公表したというか、それはそれで公表したということが問題になっていると思

いますけど、それはやはり議論のきっかけにしてよりよい医療体制をつくっていくと、そういうきっかけにすればいいというふうに思っています。国がそう言ったってそれは違いますよでちゃんと言えればいいのでということで、今回、こういった意見書を上げるまではないんじゃないかと思うからです。

**○安田委員長** 次に、三嶋委員。

**○三嶋委員** 結論としては不採択、採択しないでお願いいたします。先ほどの矢田貝委員さんと同様の意見を私も持っております、我が地域におきましては県において現在適切に対処されているものと考えておりますので、意見書を上げるのは適切でないものと考えております。したがって、不採択でお願いいたします。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。今、三嶋委員もおっしゃったとおり、他自治体のほうで対処されると思いますので、当米子市議会からこれを出すのは適切ではないと考えます。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 最初に話があったんですけど、僕も土光さんと同じで、公表されたものを撤回するっていても、もう出ちゃったものが撤回しても余り意味がないのかなという思いもありますし、9月に出てすぐに動いているんですけど、地方3団体等は。もうこの機においては、ちょっとそういった意味での撤回を求めるというのは余りにも間があき過ぎたなという雰囲気もありますし、今後、非常に人口が減っていく中での公立・公的病院を、特に抱えている地域での話でありますから、私は、これはやっぱり今後この病院が公立として成り立っていくかどうかも含めて充実を求めていくのは当該病院を持つ自治体であって、我々米子市がいいとか悪いとかという話ではないというふうに思っていますので、今後の推移を見守るという気持ちはありますけども、意見書を出すことに対しては不採択ということでお願いします。

**○安田委員長** わかりました。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第58号、厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第58号について、採決結果の理由を協議いたします。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、福祉保健部から1件の報告を受けます。

巖保育園・春日保育園の統合について、当局からの説明を求めます。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 御報告の前に、答弁内容の修正をお願いしたいと思います。先ほど、岡村委員からの質問で、小規模保育事業所A型について、まず米子市にはA型しかないというふうにお答えいたしましたけれども、正しくは小規模保育所A型が14施設、B型が1施設、事業所内保育事業所が2施設の誤りでございました。また、職員数につきましては、このたびの保育士の資格の弾力化に関する事業所につきましては、職員数が合計で126名、そのうち保育士数が118名でありましたので、修正させていただきたいと存じます。

では、巖保育園・春日保育園の統合について御説明いたします。平成30年9月議会におきまして、公立保育所統合建てかえに係る構想を公表した後、市内14カ所の公立保育園の保護者や地域住民の皆様へ公立保育園の未来構想についての説明会を行い、多くの貴重な御意見をいただいているところでございます。この中で、春日保育園・巖保育園統合につきましては地域の皆様や保護者の皆様への説明会を重ねておりまして、その進捗状況について御報告させていただきます。

平成30年度に4回、令和元年度で8回、春日の保育園の保護者の皆様、地区住民の皆様に説明会を重ねてまいりました。これらの説明会を経て、保護者の皆様、地区住民の皆様からの統合について御了解をいただいたというふうに考えております。巖地区のほうに関しましては、巖保育園保護者の方へ福祉会を通じての説明をしております。その後、保護者会の役員の方とお話をさせていただきました。保護者会への説明については、この時期ではなくて5月に行ってほしいというふうなお話をいただいております。このたびは説明文書を配付したところでございます。また、地区住民の方につきましては、公民館、自治連合会の役員の方々とお話をしております。自治連の会長の皆様に対しては市の考え方について説明を行っております。御理解を得たと考えております。3月15日に巖地区住民説明会を予定しております。御案内もしていたところでございますけれども、このたびの新型コロナウイルス感染予防の観点から、地域の皆様と協議して開催を延期したところでございます。

裏面のほうをごらんください。今後のスケジュールについてですけれども、春日保育園・巖保育園の統合民営化につきましては、既に社会福祉法人米子福祉会から合意を得ておりまして、統合園の園舎建設は米子福祉会が施設整備の実施主体となることとしておりまして、令和2年度当初予算におきまして債務負担行為として2億1,540万円、施設の施設整備の補助金を計上させていただいております。統合園の設置場所は巖保育園の現地、今後のスケジュールといたしましては、令和2年度に基本設計、実施設計、そして園舎の建設に着手されるというふうに伺っております。令和3年度の秋ごろに園舎が完成予定で、令和4年度の4月に統合園開園というふうに考えているところでございます。建物につきましては、延べ床面積が1,000平米程度で、これは子育て支援センターを含んだものでございます。2階建ての鉄骨づくりを予定しております。敷地につきましては、現園舎の敷地に隣接地、隣接している場所を福祉会のほうで買い上げられまして、そちらのほうを新たな園庭とするというふうに伺っております。

今後の建設スケジュール等につきましては、引き続き社会福祉法人米子福祉会と協議いたしまして、両園の保護者、両地区住民の皆様に順次お知らせしてまいりたいと考えてお



ります。報告は以上です。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。

岡村委員。

○岡村委員 まとめの最後のところで、保護者らの了解をいただいたと考えているということなんですけども、本当にそうなんですか。本当に、例えばここを、設置場所が巖保育園現地という形で、場所的にも非常に偏った場所になっているといったことに対してのいろんな春日の方、関係者の方々からの反発ということちゅうのがあって、なかなかいいですよということに最終的になったということにはなっていないというふうに思うんですが、何をもって了解をいただいたというふうに考えておられるんでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 地区の方につきましても保護者の方につきましても、さまざまな意見をお持ちだということは承知をしております。ただ、米子市の統合建てかえの考え方につきましては、これは御理解いただいたというふうに思っておりますし、園の位置につきましても説明を重ねて、巖保育園、現地ということでおおむね御理解いただいたというふうに考えております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 私ども、そういった認識には到底まだ至っていないというふうに思っているんですけども、そういったことを前提にいろいろ何点かお伺いしたいと思うんですけども、統合園は社会福祉法人米子福祉会が経営されるということなんですけども、入所定員は何人を予定されてるんでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 120人から150人程度というふうに考えております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 120人から150人ということで、淀江、宇田川の保育統合園と大体入所定員としては同じぐらいの規模だというふうに考えていいんでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 福祉会さんのほうからは、春日保育園の園児を受け入れることができる規模の園にするということは伺っておりますけれども、まだ定員は何人にするかということについては決定ではないというふうに聞いております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 そうすると、さっきの120から150というのは、どういった意味合いを持つんでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 今、市のほうが伺っている福祉会の計画の中で、幅を持たせた言い方になってしまったんですけども、現状の巖保育園の園児さんと春日保育園の園児さんの受け入れが可能で、なおかつ福祉会としては、園庭も広げるといふことでもありますので、ある程度の規模の園舎というのを、定員というのを考えていらっしゃるというふうに伺っております。

○安田委員長 岡村委員。

**○岡村委員** なぜちょっとそういったことをこだわってお聞きするかといいますと、大体淀江、宇田川と、統合園と同じ規模の入所者数だなというふうに考えて、淀江、宇田川の場合、延べ床面積が1,500平方メートルでしたよね。この巖と春日の場合、1,000平方メートルということなんですけども、1.5倍からの差があるというのはどういった意味でそんなに違いが出てくるのかというのはわかりますでしょうか。

**○安田委員長** 湯澤局長。

**○湯澤こども未来局長** 淀江地区の淀江、宇田川保育園の場合、公立の施設として建設を予定しておりまして、こちらは公立、米子市として、その面積ですとかそのあたりを独自で決定するところですが、この春日保育園・巖保育園の統合につきましては、統合、そして民営化という事情もあります。ここはやはり相手方の社会福祉法人さんと米子市が協議した上で、この広さということで決定をさせていただいているところでございます。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 主体が社会福祉法人なのか米子市なのかというところで、でも、入るのは保育園児なんですよね。そういったことによって、片一方では広い延べ床面積を持つ園舎が待ち受けると、片一方はそれに対してちょっと狭いなというふうなところというのは、最初から差をつけるべきじゃないというふうに、私は米子市として考えないといけないというふうに思うんですけども、そこら辺はそういう認識はないのでしょうか。

**○安田委員長** 湯澤局長。

**○湯澤こども未来局長** 先ほどの定員でございますけれども、淀江、宇田川保育園の場合は、現在、淀江が110、宇田川が45ということで、合計で155名、現在の園児も大体定員はそれくらいになっております。一方、この春日保育園・巖保育園につきましては、巖保育園のほうが60定員、そして、春日保育園が45定員ということで、もともとの園児数というのが少し小規模ということになりますので、これを合わせた統合園につきましても、想定はほぼ100ちょっとから120、多くても130ぐらいになるのではないかなと今の段階では考えておりますけれども、もともとの想定というのが統合構想の中で150というところまでを上げておりましたので、その統合したときの園児の状況にもよりますけれども、大体現在想定できるところでは150とまではちょっといかないのではないかと。多くて120、30あたりでおさめられるのではないかとというふうに想定しているところでございます。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 最後にしますけども、今後のスケジュールのところを見ると、令和3年度に秋ごろ園舎完成、令和4年度開園ということが書いてあるんですけども、この間、例えば新しい園舎でのならしの保育とか、そういうものというのは考えておられるのでしょうか。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 巖保育園のほうでは、新しい園舎が完成しましたらそちらのほうにすぐ引っ越しをして、現園舎を解体して駐車場にする予定というふうに伺っております。春日保育園の園児につきましては、巖保育園と今までもさまざまな交流がございますけれども、環境の変化ということに配慮いたしまして、合同保育ですとか共同保育というのを進めていくという考えでおります。

**○安田委員長** ほかに質疑はありますか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 冒頭、池口課長から訂正がありました小規模A型、B型についてなんですが、それ、私も質問させていただいていたと思いますので、その際にA型のみしかありませんとおっしゃってたと思いますので、発言訂正されるんだったら正確にお願いいたします。

報告議案についてなんですが、巖地区の説明会を予定しておりましたが、延期というの  
はわかりました。ただ、これ、巖保育園の保護者さんの説明分はもう配付済みということ  
でよろしいでしょうか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 3月の初めに配付させていただいております。

○**安田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 承知しました。地元の自治会連合会のほう、そちらのほうの通知ですとかお  
知らせといいますか、そういったのは延期とはなっているんですけど、どのあたりでされ  
る予定でしょうか。また、文面にされるのか。ちょっと今の時節柄、集まるのが難しいと  
いうこともありますので、その辺は今どう考えておられますでしょうか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 延期を決めたのが3月の初めでございました。その時点で、公民  
館や自治連合会の会長の方と御相談をいたしましたけれども、自治会回覧では少し時間が  
足りないということで、巖地区では地区内で放送設備があつて、そういうものを使ってお  
知らせをしていらっしゃるということを伺いまして、そういう方法で周知を図ろうという  
ふうに考えております。

○**安田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 放送はいつされるんですか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 済みません。公民館さんのほうにお任せをしておりますので、何  
日ということはこちらのほうでは把握をしております。

○**安田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** こちらから、市のほうから3月15日に予定をして延期をするってお願いを  
してる身でありますので、それを任せっ放しにするのはどうかなと思いますので、ある程  
度、このあたりまでにか、なかなか大変な時期だとは思いますが、依頼をしていただ  
きたいと思います。そうでないと、説明がどこまでどの程度行き渡っているのかが全くわ  
からない状況ですので、皆さんいろいろと不安になるところもあるかと思っております。そ  
この説明はしっかりしてください。いつまでにされますか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 15日が開催予定日でしたので、先週のうちに地区内の放送があ  
ったというふうに理解をしております。

○**安田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** これからじゃなくて、もう既に周知済みということではよろしいですか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 巖保育園の保護者の方には文書配付の際にお知らせをさせてい  
ただきました。地区住民の方につきましては、先ほど申し上げたように、自治会回覧とい

うのが時間的にお知らせするのが難しいという判断で、地区内の放送という方法をとらせて周知をさせていただいたところでございます。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 なので、その放送をいついつまでにするのを決めて案内されたほうがいいと思いますよ。延期ってなっていますが、皆さんいろいろ不安に思うところも、重ね重ねになりますがあると思いますので、そのところはちゃんと説明をしてくださいよ、統合で今までもいろいろあったと思いますので。お願いします。

先ほど、定員について120名から150名とお話がありましたが、本会議でもいろいろと質疑、答弁等あったんですが、未満児さんの受け入れについてとか、特別保育について、また子育て支援センターとかそのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 現状もですけども、ゼロ歳児から受け入れをされるというふうに伺っております。

それから、一時預かりも、今現在、巖保育園で実施されておりますので、その特別保育についても実施されるというふうに伺っております。

支援センターは米子市が委託をする形になるというふうに考えておりますけれども、こちらのほうも福祉会のほうで実施していただく考えでおります。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そのあたりが、今後、基本設計ですとか内容が詰まってきたら詳しいところもわかると思いますので、重ねてになります、きちっと保護者さんと地元の方の説明が行き届くように、先ほど放送って言われましたけど、放送したところで、その時間に皆さんいらっしゃるとは限りませんし、なかなか難しいとはいえ、そこはあえて回覧をお願いしてもいいと思いますので、そのあたりは改めまして定員のところですか人数のところ、民間さんになるのでなかなかどこまで市が関与するということとは言えないかもしれませんが、そのあたりは周知、どの程度するか考えていただけたらと思います。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 春日保育園のお勤めの保育士さんたちについては、福祉会の保育士さんになるという、どういうことになるのでしょうか、この希望をとっていかれるのかとか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 市の職員につきましてはほかの保育園に異動というふうになると思いますけれども、4月からの会計年度任用職員ですとかのことでしたら、もし御本人が希望されれば福祉会の園で勤務ということも考えられるというふうに思っております。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 実際のところは、どれぐらい正職で保育士さんがおられて会計年度職員になられる方が何人というのは、その割合ってというのはそのときの人事によってバランスも変わってくるんだろうと思うんですけども、今いらっしゃる方にも、もう3年の秋開園予定というところではもう見えているわけですよ。どういうふうな……。

○安田委員長 まだわからんと思います。

○矢田貝委員 全然わからない。わからない。

○安田委員長 はい。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まだわからないということがわかりましたので、またわかり次第、教えていただけたらなと思います。そういった対象になる方々の不安が少しでもなくなるようにしていただければなと思います。

○安田委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 ちょっと今のやりとりで、答弁で、市の職員はほかの園にという言い方をされたと思うのですが、別に会計年度任用職員も市の職員ですよ。だから、正職はという意味で言ったんですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい。先ほど申し上げたのは、米子市の常勤の職員のことを申し上げました。

○安田委員長 そうでしょうね。

土光委員。

○土光委員 だから、市の職員というのをそういうイメージで言うのは、それは私は表現がよくないと思います。

基本的にはまだわからないということみたいです。基本的には正職も会計年度任用職員も本人の意思で、当然福祉会に移りたいんだったらそれは移るというふうになると思いますが、このまま市の職員として、正職、会計年度任用職員に限らずというふうな希望を出せばそういった形で希望が通る、そういう対応をするということなんですか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 会計年度任用職員につきましては、これは期限を切って試験を行う制度になっておりますので、任用期間が切れたときのこととして申し上げたものでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 その会計年度任用職員も、会計年度任用だけど、希望すれば原則継続で、最大5年という、そういうルールですよ。だから、制度上は会計年度1年ごとかもしれないけど、希望すれば5年間継続という、そういう制度だと思うので、希望すれば当然米子市の職員として勤務できる、そういう対応をするということですか。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 土光委員おっしゃいますとおり、御希望により福祉会にかわりたいておっしゃる方があれば御希望どおり行っていただきますし、市のほうで働きたいとおっしゃる方については引き続きお勤めいただけるようにしていきたいと思っております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、ほかのことに関して、まず理解を得たということに関して、私は具体的な経緯は知らないなのでそこは文字どおりとりますけど、新聞の情報ですけど、これの統合に関して、保護者会から統合しないでくださいという署名が提出されたということを知っている。これは多分議会でも取り上げられましたから事実だと思います。まず、そうですね。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい。昨年6月に春日保育園の存続についてという要望がございまして、そこに署名がついておりました。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だから……（発言する者あり）

○安田委員長 不規則の発言はやめてください。

土光委員。

○土光委員 正確に答えてください。

○湯澤こども未来局長 昨年6月の要望でございますが、土光委員おっしゃるような保護者会からの要望ではございません。地元住民の中の有志の方ということだと思います。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 わかりました。ただ、この理解を得たというのは、当然今の時点で地元の方も保護者会の方も理解を得たという、そういうことだという報告だったと思います。だから、昨年6月の時点でそういった統合しないでくださいという署名、これはそれなりの数じゃなかったかと思います。だから、この経緯の中でそれに触れないというのは、ちょっと私は経緯の説明としておかしいと思います。だから、そういった署名があつて、それに対してどう対応して理解を得ることができたのかという、そういったことも説明として必要ではないかと思うのですが。どう対応されて、どう理解を得たんですか。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 署名につきましては、800筆を超える署名をいただいたところでございます。それにつきましては市のほうとしても重く受けとめたところでございまして、その部分では、その時点での保護者会さん、あるいは地域の方への説明等も控えてそちらのほうの対応をするべきということで、少し時期を見させていただいた部分もございます。ただ、引き続き保護者会、それから地域の方への説明をし続けることで、その署名の方々のお気持ちもやはり保育所の統合に向けていただけるように説明に努めさせていただいたという経過でございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、そういう経過で、ここにも6月が署名だったら、それ以降いろんな説明会をしているということで、そういうことを経て理解を得たというふうに認識をされているということですね。わかりました。

それから、設置場所、現地、これ、要は今あるとこ、巖保育園、その敷地内で、多分ちょっとは拡張するという説明もあったような気がするのですが、その敷地内の当然別なところですよ。重ねて、これ、改修とか云々ない、別な場所につくるという、そういう統合、建てかえの建物をつくるということでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 今現在、園庭となっているところに新しい園舎が建設されまして、その後、現在の建物を取り壊すというふうに伺っております。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、巖保育園が通常にやっているときに並行して統合建てかえの工事をすることになると思います。これに関しては、もちろん、例えば淀江の場合は、第

3の場所にするときの一番の大きな理由は、今ある保育園で並行して工事をすると安全性の問題がいろいろあるから、だから第3の場所というのが大きな理由だったと思いますけど、やれば、その気になればちゃんと安全も配慮してできる、ですよ。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 委員おっしゃいますとおり、確かに民間の保育所さんなどで建てかえをされる場所はほぼ同じ敷地内、そのあいている土地を買い増しされて建てられるケースもございます。その場合は本当に隣地というところで、かなり園児さんの安全には気を使われて、工事中の園庭が使えなかったり、そういったこともあります。近所の公園を使われたり、そういったところに対応しておられる園が多くあると認識しております。

○安田委員長 いいですか。

土光委員。

○土光委員 あと、2階建てになる理由、ちょっと私はどうしても淀江と比較するんですけど、淀江の場合は5,000平米で平家で150名程度、これ、敷地が5,000平米ぐらいでも平家で作るという、そういう計画です、淀江は。ここは4,300、そんなに狭くはないような気がします。2階建てにする理由は何なんですか。

○安田委員長 湯澤局長。

○湯澤こども未来局長 ここは2階建てというのも、やはりその部屋の配置ですとかそういったことを考えてなさっているところだと思いますけれども、基本的には米子福祉会さんのほうのお考えを軸に考えておられますので、2階建てがいいのか1階建てがいいのかという議論はちょっとどうかとは思いますが、この巖、現地で建てかえられる統合園については、今のところ2階建ての構想をしているところです。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 あと、予算費用が2億1,540万、これは総額、この統合、建てかえするための総額だと思っていいですか。その数字は何だ……。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 国のほうから整備費の補助金の対象になる事業でございます。その補助金の額が2億1,540万円というふうに今のところ予定されているというところで、予算に計上させていただいているところでございます。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、総額は幾らかということ。それから、もう一つは、これに関して米子市自身の持ち出しは幾らかというのが知りたいのですが。

○安田委員長 わからなかったら、今の時点でわからないって言ってください。

後でもいいですか。

○土光委員 ああ、いいです、後で。

○安田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後5時51分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤